

② ハード・ソフト一体的な防災・減災対策

1 河川

基本方針

全ての営みの土台となる安心・安全の実現を目指し、ハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策を着実に推進し、しなやかで災害に強い地域づくりを進めます。

国や市町村と連携し、河川改修や貯留施設の整備等の流域治水の取組を進めます。

- 河川整備計画に基づく河川整備を推進し、治水安全度の向上を図ります。
- 天井川の切り下げ等の整備を進め、災害リスクの低減を図ります。
- 流域の将来計画に合わせた河川整備により、活力あるまちづくりを支援します。
- 国直轄河川の河川整備を促進しつつ、府管理区間や支川の整備を国と連携し推進します。
- ダムの事前放流等のソフト対策により、流域治水の取組を推進します。
- 良好な河川環境を保全し、多くの人に親しまれる川づくりを推進します。

■「流域治水」の取組について

- 気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、「流域治水」の取組を推進します。
- 集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、
 - ① 氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、
 - ② 被害対象を減少させるための対策、
 - ③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
 をハード・ソフト一体で多層的に進めます。
- 流域治水に取り組む主体を増やすため、水災害を自分事化するなどの取組を推進します。
- 特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川の指定を進め、ハード整備の加速に加え、流域内のあらゆる関係者の協働による「流域治水」の取組を加速化します。



現状と課題

1 京都府の河川

京都府内の一級河川及び二級河川は、合わせて394河川、延長約2,046kmであり、このうち、知事が管理する河川は、377河川、延長約1,852km（全延長の約9割）です。府管理河川の河川整備率（＝整備済延長／要改修延長）は、令和6年度末時点で37.66%となっています。

（※整備済延長・・・時間雨量50mmに対応できる整備が完成した延長）

■河川数

394河川
内、大臣管理 25河川
知事管理 377河川

一級河川 淀川水系	一級河川 由良川水系	二級河川
180 (46%)	125 (32%)	89 (22%)
内、大臣管理 23	内、大臣管理 2	知事管理
知事管理 163	知事管理 125	

※同一河川で大臣管理区間と知事管理区間がある河川が8河川あるため、合計河川数は和と一致しない

■河川延長

2,046km
内、大臣管理 194km
知事管理 1,852km

一級河川 淀川水系	一級河川 由良川水系	二級河川
923km (45%)	714km (35%)	409km (20%)
内、大臣管理 138km	内、大臣管理 56km	知事管理
知事管理 785km	知事管理 658km	

2 近年の主な浸水被害

（単位：棟）

	H24南部豪雨	H25台風18号	H26 8月豪雨	H29台風18号	H29台風21号	H30 7月豪雨
床上浸水	906	1,482	1,835	111	368	539
床下浸水	2,378	3,326	2,716	992	631	1,734

気候変動による水災害の激甚化・頻発化に対応するため、従来の河川整備に加えて、流域のあらゆる関係者が協働して、流域全体で行う治水対策である「流域治水」の取組を推進する必要があります。

令和７年度主要事業の概要

1 河川整備計画に基づく河川整備

(1) 鴨川^{かもがわ}（京都市）

- 概ね30年に1回起こり得る降雨による洪水を安全に流下させるための河川整備を実施しています。令和7年度には、平成25年台風第18号により越水した京川橋下流区間の河川改修が完了予定で、治水安全度の向上が期待されます。



(2) 安祥寺川・四宮川^{あんしょうじがわ しのみやがわ}（京都市）

- 平成25年台風第18号や令和3年8月豪雨により浸水被害が発生したことを受け、府市協調により整備を進めるべく、京都市と政策協定を締結、「安祥寺川・四宮川整備推進室」を設置し、両河川の流下能力の早期向上に取り組んでいます。令和7年度は、安祥寺川で詳細設計、用地補償、四宮川で護岸工、用地補償を実施します。



(3) 桂川^{かつらがわ}（亀岡市）

- 下流の京都市域での整備状況を踏まえつつ、昭和28年台風第13号により発生した戦後最大洪水に対応した河川整備を進めています。令和7年度は、堤防補強工を実施します。



(4) 防賀川^{ぼうががわ}（京田辺市）

- 平成25年台風第18号をはじめ、近年の豪雨により浸水被害が発生したことから、田辺北地区土地区画整理事業と一体となり、新西浜樋門及び放水路の新設並びに河川改修など、概ね50年に1回起こり得る降雨による洪水を安全に流下させるための河川整備を実施し、まちづくりを支援します。令和7年度は、樋門本体工及び堤外水路工、用地補償を実施します。

(5) 古川、井川、名木川^{ふるかわ いかわ なきがわ}（宇治市、城陽市、久御山町）

- 近年の豪雨により幾度も浸水被害が発生したことから、平成24年8月の京都府南部豪雨と同規模の降雨に対して人家浸水被害を解消することを目的とした河川整備を実施しています。また、支川の井川、名木川でも古川の整備進捗を踏まえた改修を実施しています。令和7年度は、古川で用地補償、井川でサイフォン、名木川で詳細設計を実施します。



(6) 煤谷川^{すすたにがわ}（精華町）

- 関西文化学術研究都市における開発に合わせ、概ね50年に1回起こり得る降雨による洪水を安全に流下させるための河川整備を実施し、まちづくりを支援します。令和7年度は、護岸工、落差工、橋梁工、井堰工、詳細設計を実施します。

(7) 高野川^{たかのがわ}（舞鶴市）

- 平成16年台風第23号や平成30年7月豪雨等により、甚大な浸水被害が発生したことから、舞鶴市が実施する下水道事業と連携しながら、平成16年台風第23号相当の降雨による洪水を安全に流下させるための河川整備を実施しています。令和7年度は、護岸工を実施します。

V 事業の概要－２ハード・ソフト一体的な防災・減災対策

(8) 弘法川、法川（福知山市）

- 平成26年8月豪雨により、支川の溢水等、甚大な浸水被害が発生したことから、国、京都府、福知山市が連携して浸水対策事業を実施し、概ね10年に1回起こり得る降雨による洪水を安全に流下させるための河川整備を実施しています。令和7年度は、弘法川で橋梁工、護岸工を、法川で鉄道交差部工、用地補償を実施します。



(9) 竹野川、小西川（京丹後市）

- 竹野川流域は平成16年台風第21号、台風第23号、平成20年7月豪雨により、甚大な浸水被害が発生したことから、人家浸水被害を解消することを目的とした河川整備を実施しています。令和7年度は、竹野川で護岸工、掘削工、小西川で護岸工、井堰工を実施します。

2 天井川対策

七谷川（亀岡市）

- 天井川となっている一部の区間で破堤すると、近隣の人家に甚大な被害が及ぶ危険性があることから、河道掘削と河床の切り下げによる天井川の解消を合わせた河川整備を推進しています。令和7年度は、橋梁工、護岸工を実施します。



3 活力あるまちづくりの支援

(1) 鴨川

鴨川の安心・安全と魅力づくり

- 山紫水明の京都を象徴する鴨川の美しい清流や景観を守りつつ、命を守るための治水対策（ハード・ソフト）の推進と鴨川の更なる魅力の向上に向け、京都府、京都市、府民、事業者等が協働し、安心・安全な河川空間づくりと鴨川の魅力向上に取り組めます。

NPOや大学、地域との連携や協働

- 鴨川の魅力向上に取り組む大学生が行う野外映画上映会や地域の子ども・家族・高齢者がともに取り組む河川美化活動を様々な団体と連携して実施します。



野外映画上映会(カモシネマ)

(2) 防賀川（京田辺市）＜再掲＞

- 田辺北地区土地区画整理事業と一体となり、新西浜樋門の設置等を実施します。

(3) 煤谷川（精華町）＜再掲＞

- 関西文化学術研究都市における開発に対応した河川改修を実施します。

4 国直轄事業の促進

(1) 淀川水系

国により、桂川等における築堤や河道掘削等の河川改修、大戸川ダム本体着工に向けた調査・設計などが進められています。特に桂川嵐山地区については、完成した可動式止水壁に続く対策の早期着工に向け、国・府・京都市が連携して、地元や関係機関との調整を行っています。



桂川嵐山地区左岸溢水対策(可動式止水壁)

V 事業の概要－２ ハード・ソフト一体的な防災・減災対策

(2) 由良川水系

激甚化・頻発化する豪雨災害に対応するため、国により、築堤や河道掘削等の河川改修が進められるとともに、令和５年に変更された河川整備基本方針を踏まえた河川整備計画への変更が検討されています。引き続き河川改修が円滑に進むよう、国・府・沿川市町が連携して取り組んでいます。

5 流域治水の取組

大野ダムにおける事前放流の取組

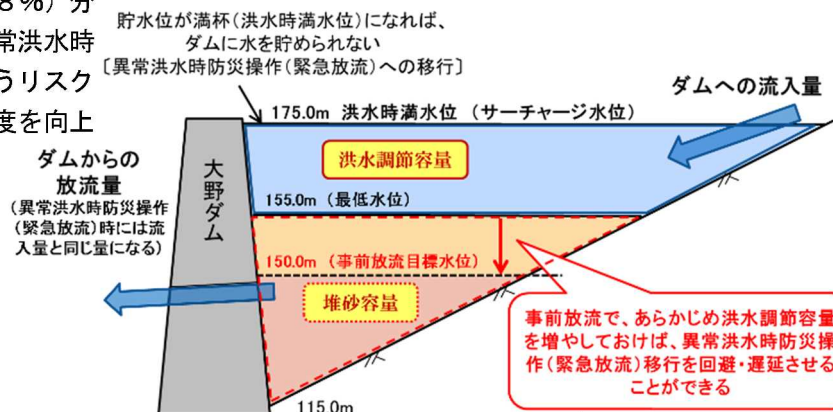
- 令和３年６月から、大雨に備え、ダムに貯められる洪水の量を増やすため、堆砂容量を有効活用する事前放流に取り組んでいます。

○期待される効果

- ・ これまでの洪水調節容量 $2,132\text{万}\text{m}^3$ に加え、最大約 $181\text{万}\text{m}^3$ （＋８％）分の容量を追加で確保し、異常洪水時防災操作（緊急放流）を行うリスクを低減するなど、治水安全度を向上させます。

○実績

- ・ 令和４年台風第14号の接近の際、事前放流を行い、約 $114\text{万}\text{m}^3$ 分の容量を追加で確保し、大雨による洪水に備えました。



6 良好な河川環境の保全と利用

(1) 鴨川

鴨川条例

- 鴨川を、安心・安全で美しく親しまれるものとして次の世代に引き継ぐため、「安心・安全の確保」「良好な河川環境の保全」「快適な利用の確保」「府民協働の推進」を目指し、河川環境に係る総合的規定を盛り込んだ京都府鴨川条例を制定しています。
条例に基づき、府民等と意見交換するための『鴨川府民会議』を年４回程度開催しています。

鴨川探検・再発見！

- 鴨川の魅力を改めて発見し、治水や防災、川への理解を深め、河川愛護や自然環境保全への関心と主体的な取組の輪を広げてもらうために、小学生を対象に、自然観察会や歴史文化の学習会などを、年４回程度開催しています。



生きもの観察＆水質調査



野鳥観察会

小中学校における鴨川環境学習の実施

- 府内の小中学校等において、鴨川に関する環境学習を実施し、河川美化意識の醸成に努めています。



小学校への出前授業



小学生による研究発表

(2) 多自然川づくり

- 地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する「多自然川づくり」を推進します。



野田川
↓
魚道整備

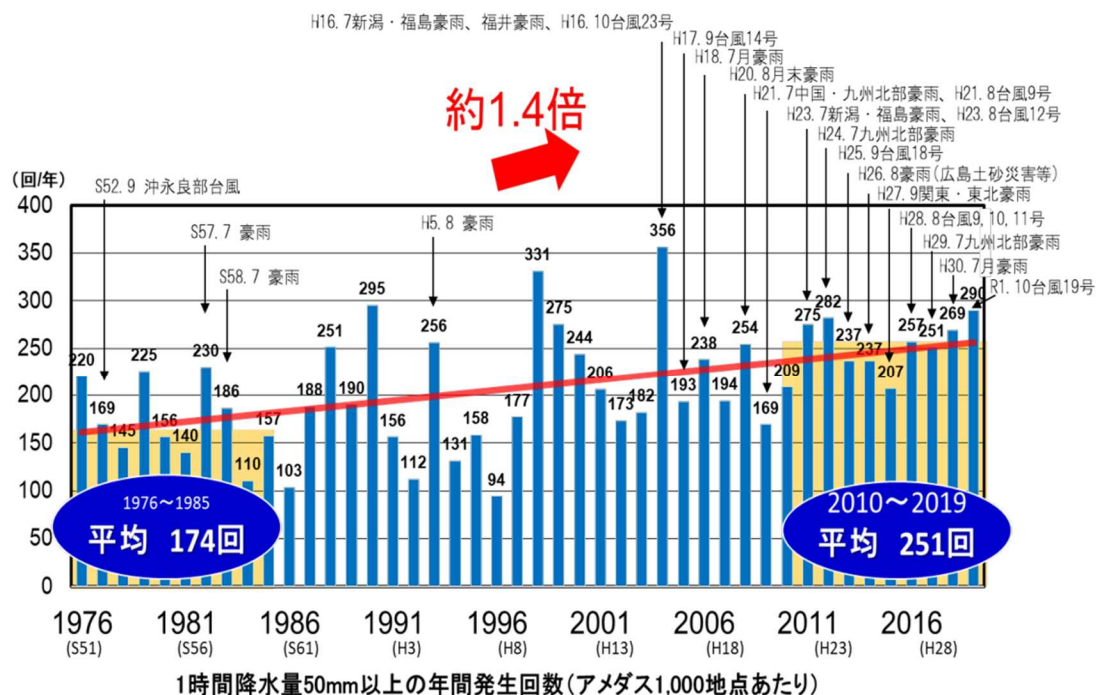


環境に配慮した護岸

2 下水道（雨水）

基本方針

近年、集中豪雨が頻発しており、内水による浸水被害から府民の生命と財産を守り、都市活動を維持するためには、都市に降った雨水を排除・貯留する下水道の整備が有効です。広域的な雨水対策として「^{どんりゅう}いろは呑龍トンネル」を整備するとともに、市町村が実施する事業への助言・指導を実施しています。



降雨状況の変化（国土交通省資料）

近年の府内の内水浸水被害（単位：戸）

府内市町	H24 年度		H25 年度		H26 年度		H29 年度		H30 年度	
	床上	床下	床上	床下	床上	床下	床上	床下	床上	床下
福知山市			690	279	1,995	2,430	3	40	98	672
舞鶴市			130	191			270	659	212	704
綾部市			16	58	2	17	4	18	2	35
宇治市	600	1,448	18	29	1	1				
亀岡市	20	98	101	178	1	32			27	49
城陽市	53	600		20				3		
向日市			4	102	2	7				
八幡市	28	280	30	856						
南丹市			103	107		4				
大山崎町	9	16								
その他	27	96	30	74			54	679	26	395
合 計	737	2,538	1,122	1,894	2,001	2,491	331	1,399	365	1,855

※主な災害 H24 年度：H24 年 8 月豪雨、H25 年度：台風 18 号（9 月）、
H26 年度：H26 年 8 月豪雨、台風 11 号（8 月）
H29 年度：台風 18 号（9 月）、台風 21 号（10 月）
H30 年度：H30 年 7 月豪雨、台風 19、20 号（8 月）、台風 21 号（9 月）

現状と課題

1 気候変動による集中豪雨の頻発化

京都府全体の都市浸水対策達成率※1 は 78.8%（令和5年度末）と着実に対策が進められている状況ですが、近年、気候変動により集中豪雨が頻発し、市街地での浸水被害が増加しており、府民生活・社会経済活動に影響をきたすことが懸念されています。

※1 都市浸水対策達成率：公共下水道又は都市下水路による都市浸水対策の整備対象地域の面積のうち、概ね5年に1度の大雨に対して安全であるよう、既に整備が完了している区域の面積の割合

2 流域治水の推進

気候変動による水災害リスクの増大に対応するために、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域ととらえ、流域に関わるあらゆる関係者が、地域特性に応じて、ハード・ソフトの両面から流域全体で治水対策に取り組む「流域治水」への転換について、令和2年7月に社会資本整備審議会において、答申があり、また、「流域治水」の実効性を高めるため、令和3年5月に「流域治水関連法」が整備されました。



出典：「流域治水の推進」（国土交通省 HP）より

3 流域治水関連法（水防法）の改正

内水による浸水情報と避難方法等に係る情報を、府民にわかりやすく事前に提供することが重要です。令和3年の改正により、原則、下水道事業による浸水対策を実施する全ての団体について、想定最大規模降雨による雨水出水浸水想定区域を指定し、内水ハザードマップを公表することが義務化されました。【R5年度末時点 雨水出水浸水想定区域図作成済：向日市、長岡京市】

令和7年度主要事業の概要

1 流域下水道（雨水）の整備

- 京都市（西京区、南区）、向日市、長岡京市の一部を排水区域として雨水の貯留・排水を行うため、桂川右岸流域下水道雨水対策事業により「いろは呑龍トンネル」の整備を推進します。

いろは呑龍トンネルの概要

（令和7年4月1日現在）

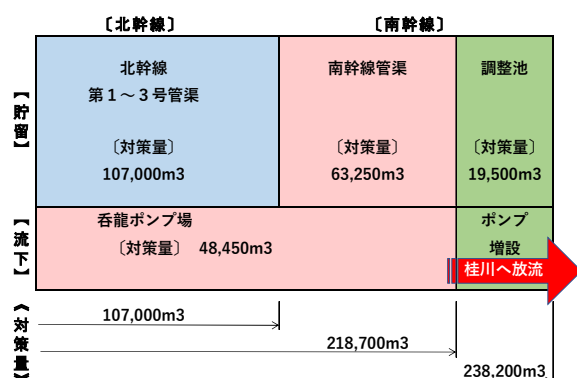
		全 体 計 画 概 要	事 業 実 績
関 係 市		京都市（西京区、南区）、向日市、長岡京市	
排 水 面 積		1,421 ha	1,308ha
対 策 量		238,200 m ³	238,200 m ³
幹 線 管 渠		8,987m	8,987m
雨水ポンプ場	名 称	どろんりゅう 呑龍ポンプ場	おとくに 乙訓ポンプ場
	所 在 地	京都市（洛西浄化センター内）	向日市
	吐 出 量	10.0 m ³ /s	0.3 m ³ /s
法 手 続	都 市 計 画 法 決 定	当初 平成7年12月12日	最終変更 平成14年8月13日
	都 市 計 画 法 事 業 認 可	当初 平成8年1月30日	最終変更 令和6年3月14日
	下 水 道 法 事 業 計 画 策 定	当初 平成8年1月30日	最終変更 令和6年2月8日

令和3年度末までに南北幹線管渠、全11箇所のうち7箇所の公共下水道接続施設及び呑龍ポンプ場が供用を開始しており、令和5年度末に、8箇所目の公共下水道接続施設及び調整池が供用し、地上にも雨水を貯留できるようになりました。

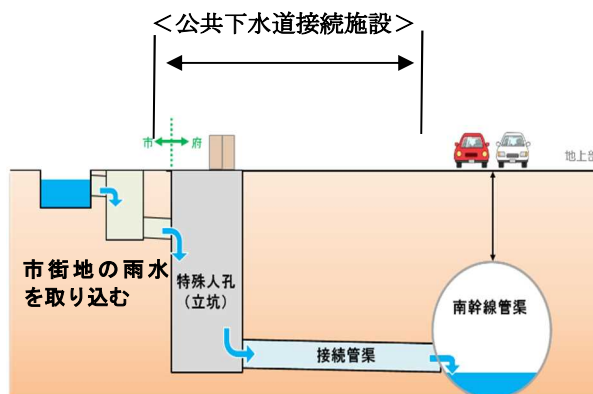
また、これまで雨水を貯めるだけであった北幹線管渠について、南幹線管渠の雨水と合わせて、呑龍ポンプ場から桂川へ排水する全線一体運用に変更することで、取り込める雨水の量が大幅に増加しました。

令和7年度は、残る3箇所の公共下水道接続施設の用地取得及び建設工事を進めます。

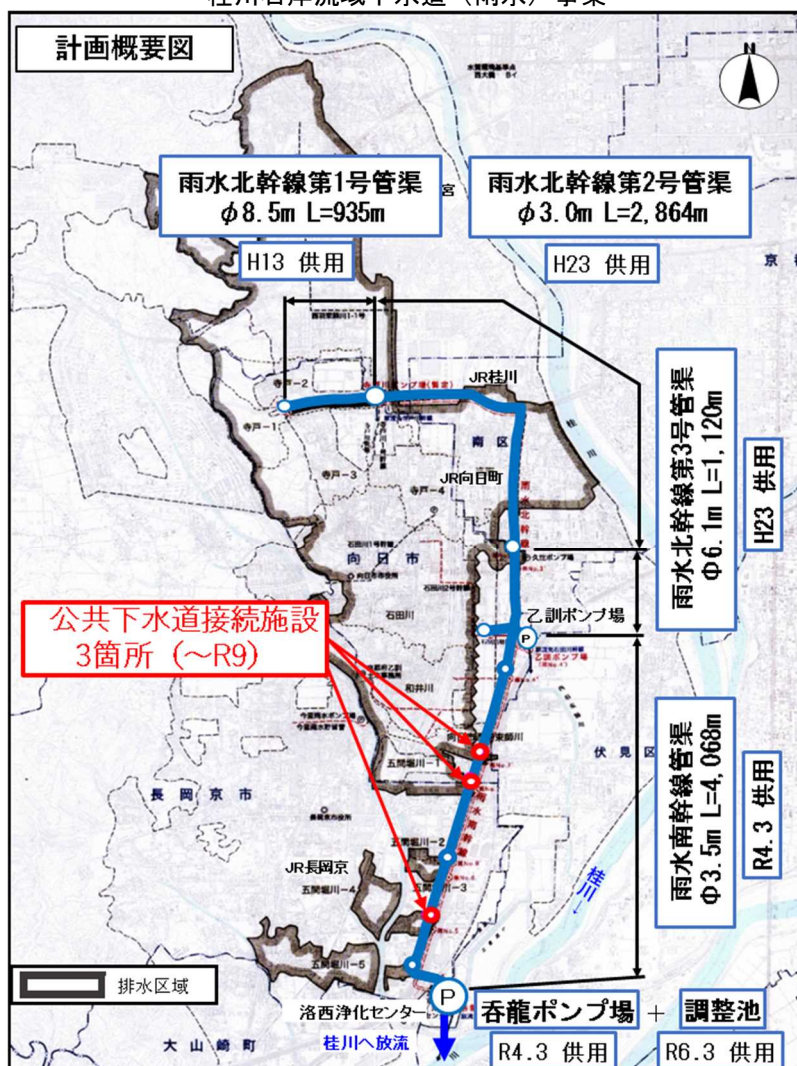
いろは呑龍トンネル 整備概要



公共下水道接続施設（イメージ図）



桂川右岸流域下水道（雨水）事業



2 雨水貯留施設（マイクロ吞龍）設置費補助

- 近年頻発する短時間豪雨に対する防災対策や雨水の利活用に役立つよう、市町村と連携して雨水貯留施設（マイクロ呑龍）の設置費用を補助することで、府民総ぐるみで雨水を「貯める」取組を進めます。【R6 年度末時点 設置基数：3,358 基】

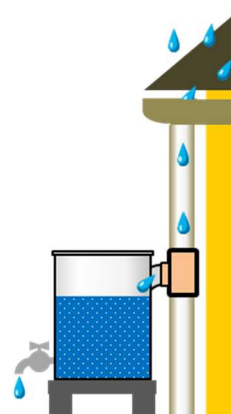
設置例 1 (府庁2号館屋上)



設置例 2 (京都市上下水道局)



雨水貯留施設の仕組み



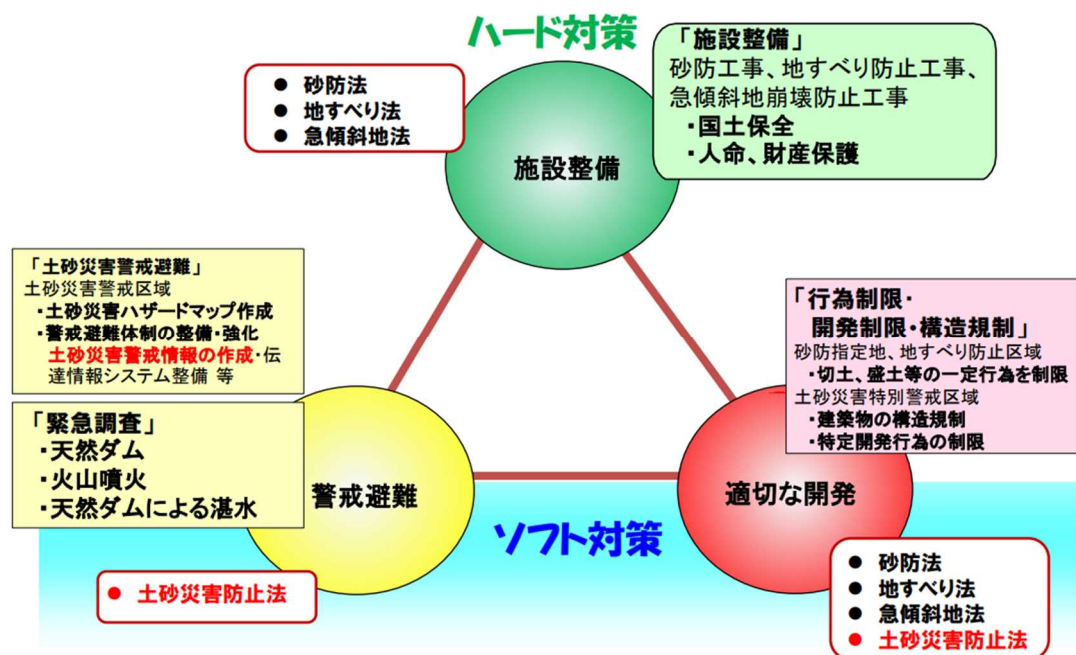
3 公共下水道事業の支援

- 「市町村上下水道経営基盤強化交付金」により、想定最大規模降雨による雨水出水浸水想定区域の指定等、市町村の取組を支援します。

3 砂防

基本方針

京都府総合計画に掲げる「しなやかで災害に強い地域」の実現に向けて、地域の特性や保全施設などに応じた砂防えん堤などの砂防関係施設の整備を進めるとともに、警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限等を行うことで、土砂災害の被害を防止し、府民の生命と財産を守ります。また、既存の施設の長期的な機能保持を図るため、砂防関係施設長寿命化計画に基づく適正な維持管理を行います。



土砂災害対策の三本柱（出典：国土技術政策総合研究所）



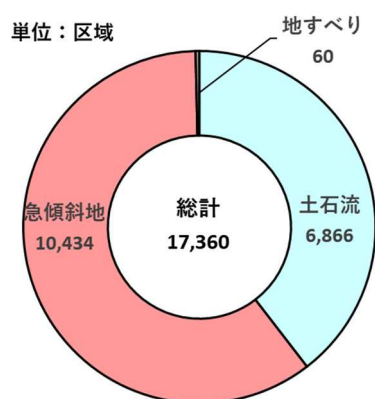
砂防関係事業の概要（出典：国土交通省 HP）

現状と課題

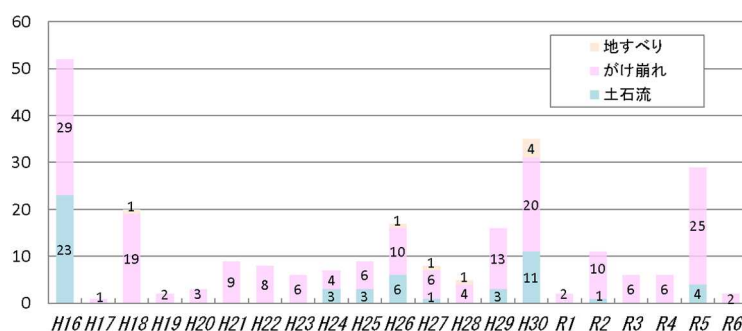
1 土砂災害警戒区域と土砂災害発生状況

京都府は、豊かな自然環境に恵まれている一方で、急峻な地形、脆弱な地質を有しています。府内では、土砂災害警戒区域が約17,000箇所指定されています。

これまで、台風や頻発する集中豪雨により、多くの洪水や土砂災害を経験してきたところであり、平成16年台風第23号では、土砂災害により宮津市滝馬地区や舞鶴市下見谷地区などで5名、平成18年7月の梅雨前線豪雨では、京丹後市丹後町間人地区で発生した地すべりにより2名の方が亡くなる被害がありました。また、平成24年～26年の3年連続の豪雨や、平成29年台風第18号・21号では、家屋の損壊や土砂流入などの被害が多数発生し、平成30年7月豪雨においては、土石流や山腹崩壊等の土砂災害により、綾部市上杉町、舞鶴市城屋などで5名（内土砂災害で4名）の方が亡くなる被害がありました。



京都府内の土砂災害警戒区域
(令和7年3月末時点)



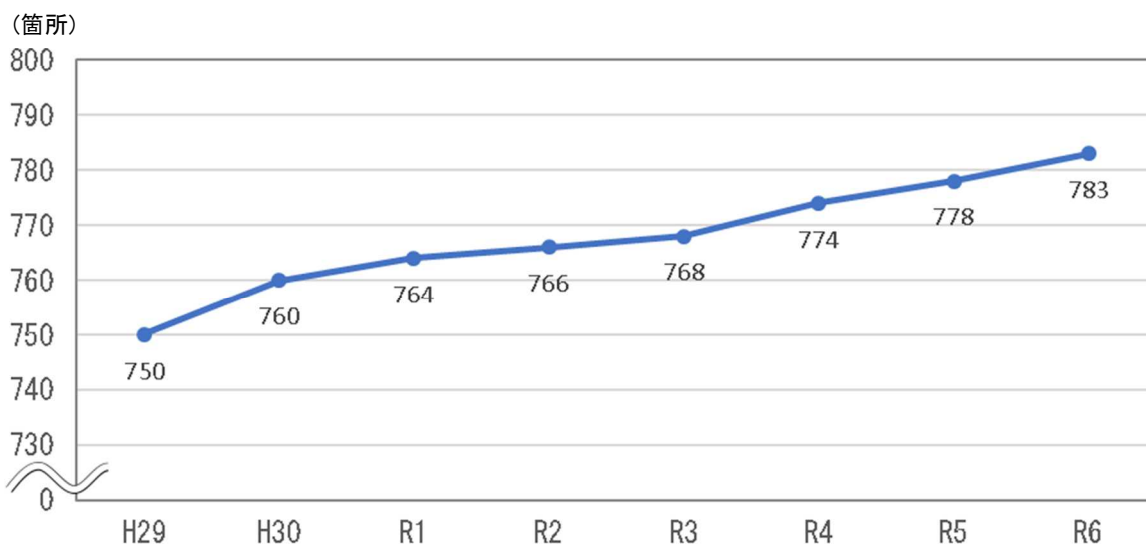
京都府内の土砂災害発生件数

2 土砂災害対策の施設整備状況

多くの土砂災害警戒区域が存在する中、砂防えん堤等の施設整備には多くの時間と費用がかかることから、土砂災害警戒区域等のうち、

- ・過去に被災した箇所の再度災害防止対策
- ・地域防災の拠点となる避難所等の保全対策
- ・自力での避難が困難な要配慮者利用施設の保全対策
- ・人家50戸以上の大規模集落や重要交通網等の保全対策

などについて、優先的・重点的に施設整備による土砂災害対策を進めているところです。



土砂災害警戒区域内の施設整備完了箇所数の推移（令和7年3月末時点）

令和7年度主要事業の概要

1 砂防関係施設の整備

＜砂防事業＞

- 流域の荒廃が著しい溪流において、土石流などの土砂流出を防止し、下流域の人家や公共施設等を保全します。

・ 北川（京都市）、中ノ谷川（宇治田原町）など45箇所



北川（京都市西京区）砂防えん堤



蛙ヶ谷川（京都市北区）砂防えん堤



中ノ谷川（宇治田原町）砂防えん堤



門前川（和束町）砂防えん堤



篠原西一谷川（京丹波町）砂防えん堤



谷河川（福知山市）斜面崩壊箇所の対策工事

V 事業の概要－２ ハード・ソフト一体的な防災・減災対策

<急傾斜地崩壊対策事業>

- 急傾斜地の崩壊による災害から府民の生命を保護します。
 - ・ 松室（京都市）、志高（舞鶴市）など17箇所



松室（京都市西京区） 土砂防護柵



大野（木津川市） 法枠工



小坪（伊根町） 擁壁工



志高（舞鶴市） 擁壁工

2 砂防関係施設の維持管理

<砂防メンテナンス事業>

- 砂防関係施設の老朽化対策のため、更新・改築・修繕を計画的に実施し、長寿命化を図ります。
 - ・ 津の本谷川（南丹市）など9箇所



津の本谷川（南丹市） 砂防えん堤修繕

4 海岸

基本方針

丹後沿岸は冬季風浪などにより海岸に被害がみられ侵食対策が重要な課題となっていることから、「丹後沿岸海岸保全基本計画」に基づき、地域の特性に応じた海岸環境の保全・整備及び適正な利用にも配慮した海岸事業を推進するとともに、「防護」・「環境・景観」・「親水・利用」の調和のとれた総合的な海岸管理を目指しています。

なお、国による「海岸保全基本方針」の変更を受け、令和５年から「丹後沿岸海岸保全基本計画」の見直しにかかる検討を進めています。



現況と課題

1 京都府における海岸

京都府北部の丹後沿岸には、日本三景の一つ『天橋立』^{あまのはしだて}を中心とする天橋立海岸（宮津港）や、海水浴場で知られる由良海岸・神崎海岸など、観光や海水浴等の海洋性レクリエーションの場として親しまれている風光明媚な多くの海岸があります。

丹後沿岸の海岸の総延長は約317kmであり、内訳は国土交通省水管理・国土保全局所管海岸延長が101km、同省港湾局所管海岸延長が133km、農林水産省所管海岸延長が83kmとなっています。

■丹後沿岸総延長 317km

一般海岸 (水管理・国土保全局所管)	港湾海岸 (港湾局所管)	漁港海岸 (水産庁所管)
101km (32%)	133km (41.5%)	82km (26%)
農地保全海岸 (農村振興局所管) 1km (0.5%)		

波浪による侵食被害から海岸及び背後地を防護すべき区域として海岸保全区域に指定し、護岸や離岸堤、人工リーフ等の海岸保全施設の整備を推進しています。

■海岸保全区域延長 109km

一般海岸 (水管理・国土保全局所管)	港湾海岸 (港湾局所管)	漁港海岸 (水産庁所管)
17km (16%) 区域数：11	69km (63%) 区域数：33	22km (20%) 区域数：18
農地保全海岸 (農村振興局所管) 1km (1%) 区域数：7		

令和７年度主要事業の概要

１ 港湾海岸（港湾局所管）の整備

（１）宮津港海岸〈天橋立・文珠〉（海岸環境整備）

- 天橋立地区では、海流により供給される砂が減少したことにより、名勝「天橋立」の砂浜がやせ細っており、令和７年度も引き続き、サンドバイパス・リサイクル工法により周辺海域に堆積した砂を海流上流部に投入することで、波の力を利用して砂浜を保全していきます。
- 文珠地区では、護岸の空洞化による陥没を防止するため施設の改良を推進しています。令和７年度は、昨年度から引き続き、護岸の改良工事を実施します。

・天橋立の保全

実施前（昭和 50 年）



実施中（平成 6 年）



実施中（平成 19 年）



サンドバイパス・リサイクル工法



・文珠の護岸改良



護岸の空洞化



２ 一般海岸（水管理・国土保全局所管）の整備

神崎海岸（侵食対策）

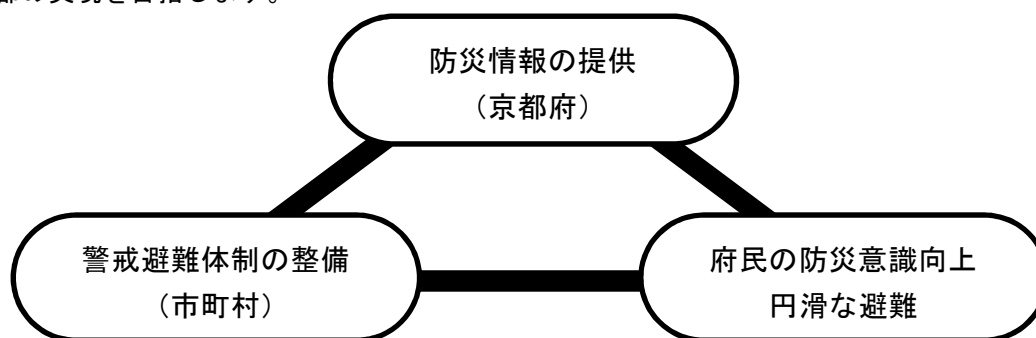
- 近年、離岸堤開口部の背後において、高潮や高波により背後地まで及ぶ侵食が発生しているため、背後民家への越波災害などを防ぐための、突堤や離岸堤の整備を推進します。令和７年度も引き続き、突堤の整備を実施します。



5 防災情報

基本方針

激甚化・頻発化する地震や豪雨、大雪などの自然災害に対応するため、河川・砂防等のハード整備に加えてソフト対策としての的確な防災情報の提供に努めています。この情報は、市町村による警戒避難体制の整備、府民の防災意識の向上や円滑な避難にも繋がるものであり、市町村・府民とも連携しながら、災害に強い京都の実現を目指します。



現状と課題

1 京都府が提供している防災情報

洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域といった、平時から警戒避難体制を整えるために役立つ「ハザード情報」と、災害発生時に道路の通行規制状況や洪水・土砂災害の危険性の高まりを伝える「リアルタイム情報」を提供しています。これらの情報をもとに、実際の避難行動に移してもらうような取組を進める必要があります。

2 防災情報に求められるもの

防災情報は、警戒避難体制構築のための基礎情報であり、かつ、避難行動のスイッチとなる重要な情報です。例えば、府民に作成を推奨している「水害等避難行動タイムライン」については、河川の水位や土砂災害の危険度などの正確な情報があることで実効性のあるものとなります。そのため、防災情報の一層の充実と高度化が求められています。

【防災情報一覧】

ハザード情報 (危険性のある区域 を知らせる情報)	○京都府マルチハザード情報提供システム(危機管理部) http://multi-hazard-map.pref.kyoto.jp/ 「浸水想定区域」や「土砂災害警戒区域」を表示 →洪水時の浸水深や土砂災害などのリスクを確認
リアルタイム情報 (危険性の高まり を知らせる情報)	○京都府河川防災情報 http://chisuibousai.pref.kyoto.jp/ →雨量、川の水位、洪水予報、ダム情報、カメラ映像をリアルタイムで公開 ○京都府土砂災害警戒情報 http://d-keikai.pref.kyoto.jp/ →1km ² 区域毎の土砂災害の危険度や降雨状況をリアルタイムで公開 ○京都府道路情報管理・提供システム https://dobokubousai.pref.kyoto.jp/pc/ https://dobokubousai.pref.kyoto.jp/sp/ →京都府が管理する道路の他、府内の高速道路及び国土交通省が管理する道路の情報を公開。冬期には、観測している積雪量や気温の情報も公開。
各種防災情報	○きょうと危機管理 Web(危機管理部) https://www.bousai.pref.kyoto.lg.jp/ →避難情報や避難所の開設状況など各種防災情報を総合的に掲載

令和7年度主要事業の概要

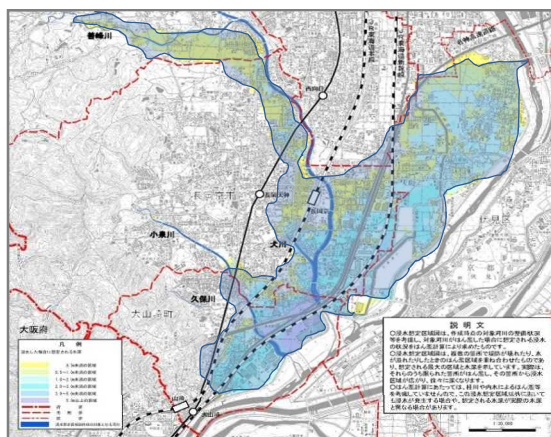
1 ハザード情報の整備、公表

(1) 洪水

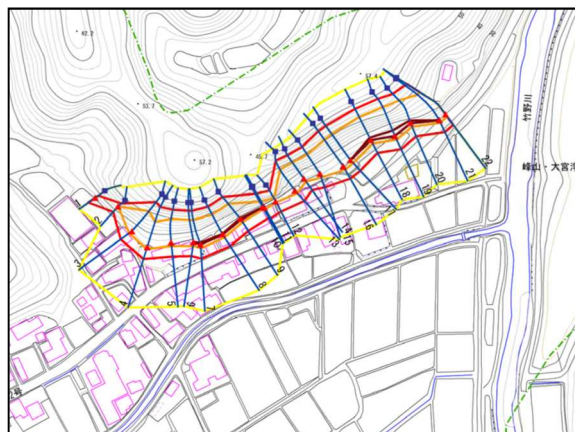
- 水防法や「災害からの安全な京都づくり条例」に基づき、京都府が管理する全 377 河川について、洪水浸水想定区域図を見直し又は新規作成し、令和4年10月に公表を完了しました。さらに、令和3年の水防法改正に基づく洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）の作成を進めるとともに、引き続き、浸水想定区域の周知、活用支援等を進めます。

(2) 土砂災害

- 土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等を指定・公表しています。令和6年度末までに 17,360 箇所の指定が完了しており、引き続き、調査を計画的に実施します。また、既存の指定箇所についても、5年毎に地形変化等がないか確認し、区域の見直しに努めます。



浸水想定区域図

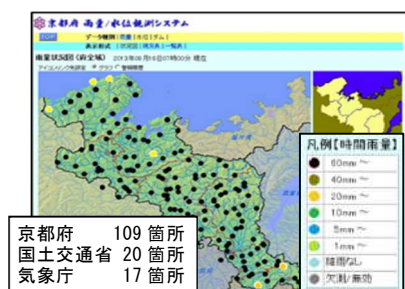


土砂災害警戒区域、特別警戒区域

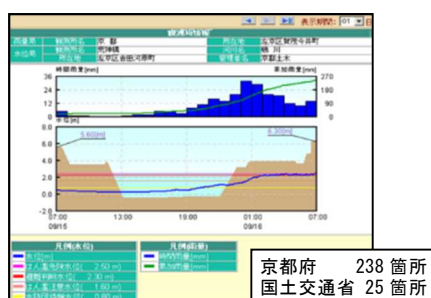
2 リアルタイム情報の提供

(1) 洪水・土砂災害

- 市町村の水防活動や避難指示等の発令、府民の自主避難の判断等に活用できるよう、雨量・水位・河川監視カメラ画像、気象台と共同発表している洪水予報、土砂災害危険度情報等をインターネット、地上デジタルデータ放送などさまざまなメディアにより、リアルタイムで提供しています。また、河川防災情報システムを障害に強く確実に防災情報を提供するために再構築しており、令和6年4月から運用を開始しています。



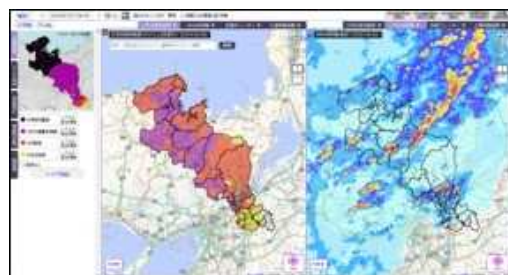
雨量情報



水位情報



河川監視カメラ画像



土砂災害警戒情報

- 早期の避難情報の発令等を支援するため、雨量予測情報に基づき避難を促す氾濫危険水位等を基準に到達時間を予測する「水位・氾濫予測システム」を京都大学と共同開発しています。令和5年6月から、予測情報の避難情報としての活用も見据え、精度や実用性を検証するために予測情報を市町村・気象台に試行配信しています。引き続き、予測情報の活用に向けて関係機関と調整を進めます。



（2）道路情報

- 令和4年度に「京都府道路情報管理・提供システム」をリニューアルしたことで、地図上で直感的な操作ができるようになり、見たい情報に早くたどり着けるようになりました。SNS を使った積極的な情報発信にも努めています。

3 啓発・支援活動

- 府民の防災意識向上のため、大型商業施設等において洪水・土砂災害に関するパネル展や過去の災害の振り返り等の啓発活動を毎年定期的実施するほか、要配慮者利用施設の避難計画策定や訓練への支援等も行っています。



商業施設での啓発活動



要配慮者利用施設での避難訓練の支援

6 耐震対策（住宅・建築物、宅地）、盛土対策

基本方針

想定を超える地震や豪雨等による災害が頻発する中、被害を軽減させるためには、住宅や宅地等の所有者である府民が自発的に予防対策を進めることが重要です。そのために、業界団体や市町村等と連携し、対策の重要性に関する普及啓発や情報提供を行うとともに、法令に基づく各種調査や手続き、補助制度等の活用による支援を推進します。

現状と課題

1 耐震対策

全国各地で大規模な地震による住宅・建築物の倒壊や宅地の崩落等の災害が多発しており、京都府内に影響を及ぼす地震として、南海トラフ地震や22断層による内陸直下型地震が発生する可能性が高まっています。

(1) 住宅・建築物

「京都府建築物耐震改修促進計画」に掲げている耐震化率の達成に向け、引き続き、取り組む必要があります。

目標＝住宅：令和7年度に95%（現状・90%）

要緊急安全確認大規模建築物：令和7年度に90%（現状・85%）

(2) 宅地

大規模盛土造成地は、地震発生時等に滑動崩落し、宅地地盤に被害を及ぼす可能性があり、京都市を除く府内全域において、1,278箇所存在しており、第二次スクリーニング調査計画を作成しました。今後は、府内市町村とともに防災対策を検討する必要があります。

2 盛土対策

令和3年7月に静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩壊し、土石流災害が発生したことを契機とし、災害から人命・財産を守るため、全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」が、令和5年5月26日に施行されました。

京都府では、府域全域を規制区域に指定し、令和7年5月1日から本格的な法運用を行っています。

令和7年度主要事業の概要

1 耐震対策（住宅・建築物、宅地）

(1) 住宅・建築物の耐震対策の推進

- 「京都府建築物耐震改修促進計画」に基づき、関係団体や市町村と連携しながら、大地震の際に倒壊のおそれの高い昭和56年以前に着工した住宅・建築物の耐震改修等を進めます。
- 令和6・7年度は緊急的に補助制度を拡充し、今後の地震に対する備えとして耐震化の促進を図ります。
 - ・耐震診断助成事業（木造住宅、マンション）の推進
 - ・木造住宅耐震改修等助成事業（本格改修、簡易改修、耐震シェルター設置）の推進
 - ・大規模建築物、緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進
 - ・普及、啓発（耐震フェア、出前講座等）

住宅耐震化総合支援事業実績					(戸数)
年 度	2	3	4	5	6
耐震診断※	573	628	705	584	1,393
本格改修※	165	143	98	68	295
簡易改修※	651	591	66	48	407
耐震シェルター設置※	1	0	0	0	6

※市町村独自実施分含む

大規模建築物等耐震化緊急支援事業実績					(棟)
年 度	2	3	4	5	6
耐震設計	1	0	2	1	0
耐震改修	0	0	0	1	0

緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援事業実績					(棟)
年 度	2	3	4	5	6
耐震診断	5	4	13	3	0
耐震設計	0	0	0	1	1
耐震改修	0	1	1	0	0

(2) 宅地の耐震対策の推進

- 京都府内1,278箇所の大規模盛土造成地において、現地調査により宅地の状況を把握するとともに、安全性評価を行い、次期調査計画（第二次スクリーニング計画）の作成、簡易地盤調査及び擁壁の危険度判定評価を実施しました。
この結果をもとに、府内市町村とともに防災対策を検討します。

(3) 建築物・宅地の地震等被災応急対策

- 地震等の二次災害から府民の安心・安全を守るため、地震被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ的確に実施できる体制の充実・強化等を図ります。
 - ・国、都道府県、市町村と連携して講習会・訓練等を行い、実施体制を充実・強化
 - ・地震被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を計画的に更新・養成
 - ・判定士の他府県への派遣について円滑な初動体制の確立に向けて検討

2 盛土対策

- 本庁と各広域振興局に、それぞれの関係部署で構成される「盛土対策チーム」を設置し、本格的な法運用を行っています。

- ・規制区域（令和7年5月1日に、京都市域を除く府域全域を指定）

宅地造成等工事規制区域 2,242km²（約6割）

特定盛土等規制区域 1,542km²（約4割）

- ・執行体制

業務内容	所管部局		面積区分	
許可・検査等	宅造区域	建設交通部	土木事務所	1 ha 未満
			本 庁	1 ha 以上
	特盛区域	農林水産部	振 興 局	農地 4 ha 以下／森林 10ha 以下
			本 庁	農地 4 ha 超 ／森林 10ha 超
監視、指導・監督	盛土に係る無許可案件に対する指導・監督は、初動対応含め、「盛土対策チーム」で対応			

③ 公共インフラ施設の計画的管理

インフラ長寿命化

基本方針

「京都府公共施設等管理方針」（平成28年度策定、令和3年度改定）における「安心・安全の確保」、「財政負担の軽減と平準化」、「施設の長寿命化」の3つの基本的な考え方のもと、橋りょう、トンネル、河川護岸・堤防その他インフラ施設ごとの個別施設計画を定めています。施設の役割、機能、利用状況等の重要度や予算の平準化に配慮した対策の優先順位の考え方などを明確化し、計画的な予防保全型維持管理による長寿命化を進めます。

京都府公共施設等管理方針におけるインフラ長寿命化の取組方針

<基本方針1> メンテナンス サイクルの確立

→ 点検計画等の策定による体系的な点検の実施

→ 防災対策と一体となった計画的なメンテナンスの実施

→ データベースの構築

- 点検頻度や点検内容等を規定した点検計画、点検マニュアル等を策定し、日常点検から定期点検まで、体系的な施設点検を実施
- 個別施設計画において、施設の重要度や予算の平準化にも配慮した対策の優先順位の考え方を明確化し、点検・診断結果を踏まえた効率的・効果的なメンテナンスを実施
- 修繕等の実施と併せ、インフラの防災・耐震性能等についても向上を図る。
- 点検結果や補修履歴等を蓄積できる総合的なインフラデータベースシステムを構築

<基本方針2> 中長期的視点 に立った コスト管理

→ 予防保全型維持管理等の導入

→ 社会的要請の変化に対する確な対応

→ メンテナンス予算の平準化と弾力的な予算運用

- きめ細かな点検や劣化予測等により、損傷が軽微な状態で予防的措置による施設の保全を図る。
- 施設の必要性を再検討し廃止・撤去を進めるなど、戦略的な取組を推進
- 府営住宅や都市公園等の施設については、利用者のニーズを把握し、更新等の機会を捉えて質的向上、機能転換、用途変更、複合化、集約化等を積極的に推進。
- 施設毎の予算配分を弾力的に運用するとともに、新設中心の予算体系から、徐々にメンテナンス中心の予算体系に移行し、安定的なメンテナンス予算の確保に努める。

<基本方針3> メンテナンス サイクル確立 のための 体制整備

→ 府のメンテナンス体制強化と職員の技術力向上

→ 担い手の確保・育成

→ 府民協働の推進

- メンテナンス中心の組織体制に組織・人員の再配置を行うとともに、国や大学等とも連携し、教育・研修制度の充実や資格取得の推奨等、メンテナンスに従事する職員の技術力向上を図る。
- 「一般財団法人京都技術サポートセンター」の一層の充実を図り、市町村を含めた施設管理者支援の取り組みをさらに推進
- 国や大学等とも連携し、研修や資格取得の推奨による民間企業の技術力向上を図るとともに、技術者を適切に評価する制度を導入
- 地元からの情報をメンテナンスに活用するシステム検討や府民協働事業の推進を進める。

現状と課題

(令和3年3月末現在)

分野	主なインフラ	施設数
道路	橋りょう	2,162橋
	舗装	2,142km
	トンネル	63本
港湾	港湾	3港
河川	堤防、河川護岸等	1,852km
	排水機場等	43箇所
	ダム	2基
砂防	砂防施設	2,915基
	急傾斜地崩壊防止施設	307区域
	地すべり防止施設	18区域
府営住宅	府営住宅	130団地
公園	公園	11公園
水道	浄水場	3箇所
	導送水管	87km
工業用水道	浄水場	1箇所
	導送水管	29km
流域下水道	浄化センター	4箇所
	幹線管渠	108km
	ポンプ場	9箇所

京都府内のインフラ施設

橋りょうやトンネル等の道路施設、排水機場やダム等の河川施設をはじめ、港湾施設、砂防施設、公園施設、府営住宅、流域下水道施設など府民生活や社会経済活動の基盤となる多種多様なインフラを保有しています。

近年、高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化対策が全国的な課題となっていますが、例えば、橋長2m以上の橋りょうの場合、大規模補修や更新の目安となる建設後50年以上を経過する施設数の割合が、現在の約40%から20年後には80%となるなど、全国的な傾向と同様に、インフラの高齢化が進展しています。このため、平成19年度にアセットマネジメントによる取組を始め、平成28年度に個別施設計画を作成し、計画的な点検・補修を継続して実施しています。

※京都府公共施設等管理方針(令和4年3月改定)より抜粋

取組の概要

1 取組の方向性

橋りょう、トンネル、河川護岸・堤防その他インフラ施設ごとの個別施設計画に基づき、計画的な点検に取り組むとともに、点検結果や補修履歴等をデータベースに蓄積し、効率的・効果的なメンテナンスを実施します。

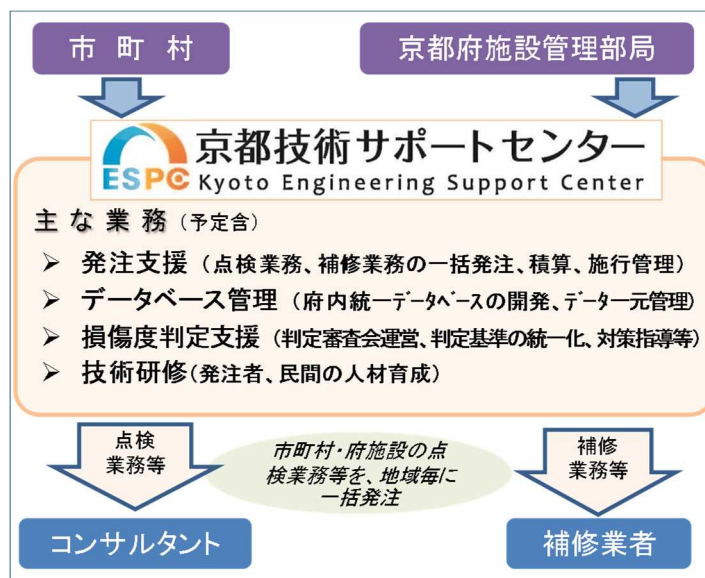
2 推進体制

府民の安心・安全に係るインフラを適切にメンテナンスしつつ、厳しい財政状況の中、メンテナンスコストを縮減するためには、適切なメンテナンスサイクルを構築し、継続的に取り組む必要があります。

そのため、メンテナンスを着実かつ継続的に実施するために必要となる推進体制強化の一環として、平成28年度には京都技術サポートセンターを府、府市長会、府町村会で共同設立し、府・市町村が管理するインフラの点検・診断などを専門的な見地からサポートする体制を強化しました。

また、京都府、京都大学、京都技術サポートセンターの3者でアセットマネジメントの推進に関する包括協定を締結し、アセットマネジメントシステムの現場への実装を目指した共同研究の実施、施設点検時の技術的助言等の協力体制を構築しています。

令和7年度は、引き続き、こうした推進体制のもと、受発注者双方の人材を育成するとともに、国・府・市町村が連携し、府民とも協働するメンテナンス体制をさらに充実し、インフラ長寿命化の取組を推進します。



Ⅳ 事業推進のための取組

1 公共事業の適正・円滑な推進

基本方針

災害時に最前線で安心・安全の確保を担う府内建設産業の持続的な発展に向けて、公共事業を計画的に執行するための安定的・継続的な予算の確保と原則府内発注に努め、雇用創出につなげるとともに、DXをはじめとする生産性向上の取組などを通じた働き方改革や、インターンシップ、ICT活用現場見学会の実施などによる魅力発信により、担い手の確保を進めます。

取組の概要

1 インフラ分野におけるDXの推進

人口減少下での構造的な課題への対応を見据え、調査・設計、工事から維持管理に至る建設生産システムの全てのプロセスにデータとデジタル技術を活用するデジタルトランスフォーメーションを推進し、社会資本整備における効率化や省力化を図り、生産性の抜本的な向上を目指すとともに、非接触・リモート型への転換を進めています。

令和7年度は、受発注者間情報共有システムを活用した業務の効率化に取り組みます。また、建設DX推進プラットフォームを活用し、先進的な取組に係る情報共有や、普及促進あるいはその課題についての検討を行うとともに、ICT技術を取得するための研修等を開催し、ICT活用工事の普及拡大を図ります。

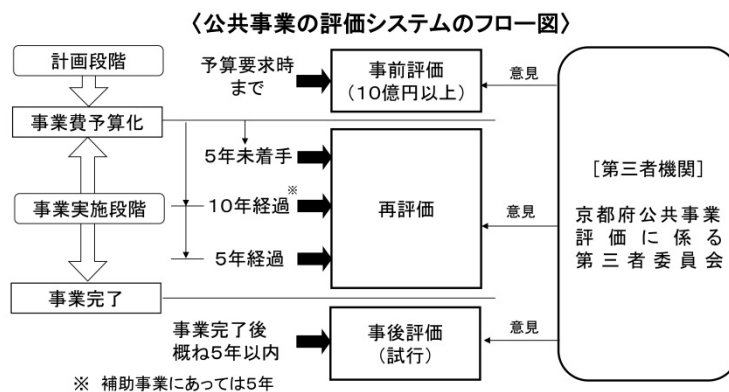
2 公共事業執行システムの整備と充実

公共事業を効率よく適正に執行し、府民の負託にこたえるため、公共事業評価制度の充実や、計画段階から維持管理段階に至る建設生産プロセス全体における生産性の向上など様々な取組を進めています。

(1) 公共事業評価制度

公共事業の効率性と透明性の一層の向上を目的として、平成10年度から公共事業の「再評価」を実施しており、平成14年度からは、事業着手前に評価を行う「事前評価」、事業完了後に事業効果を検証する「事後評価」も導入し、公共事業評価システムの体系的な整備を行っています。

それぞれの事業の対応方針の決定に当たっては、第三者機関である「京都府公共事業評価に係る第三者委員会」を設置し、公開による評価を行うとともに、その資料及び結果をホームページ等において広く公表しています。



(2) 建設生産性向上の推進

技術と経営に優れ、地域に貢献する優良な企業が活躍できる環境を整備するため、建設生産システム全般における取組を進めています。

・工事目的物の適切な仕様と品質確保

公共工事の品質確保のため、「土木工事共通仕様書（案）」により適切な仕様を定めるとともに、「土木工事施工管理基準」等に基づき、監督・検査体制を充実させています。また、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新まで、建設生産プロセス全体における生産性を一層向上させるため、情報通信技術の活用などの取組を推進します。

・受発注者間の業務の円滑化・効率化

○工事関係書類の簡素化等

工事実施段階や完成時に必要となる、受発注者間の協議記録などの各種書類を簡素化し、受発注者相互の負担を軽減するとともに、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」に基づき、設計変更手続きの円滑化に努めています。

また、受発注者間の工事書類を外部民間事業者のサーバを介して情報共有する「工事情報共有システム」を活用することにより、受注者の移動経費、工事書類の整理に係る手間などを軽減し、効率的に工事を進めています。

○建設現場の遠隔臨場

ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して「段階確認」、「材料確認」「立会」等を行うことで、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指した業務の効率化に取り組んでいます。

○ワンデイ・レスポンスの一層の推進

工事実施段階において、受発注者が協力し、施工に係る質疑・応答を迅速に行うワンデイ・レスポンスを進め、現場の工期短縮、早期供用による投資効果の最大化を図ります。

3 入札・契約制度の更なる改善

平成13年4月の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の施行以降、透明性・競争性の確保を目的として入札・契約制度の改善に努めています。平成15年6月に「京都府入札監視委員会」を設置し、府が発注する建設工事等について、学識経験者等から意見を聴取しているほか、平成19年3月には「京都府公共調達改善の骨子（中間報告）」を策定し、1,000万円以上の全ての工事を一般競争入札にするなど、透明性・競争性を高めるべく制度を見直しました。

また、社会情勢の変化に柔軟に適応していくため、府が行う公共調達に係る入札制度改革を検証・評価し、公正な競争、工事の品質確保及び建設産業の健全な発展等との均衡を考慮した、効果的な公共調達及び入札制度のあり方について意見を伺うため、平成23年10月に「京都府入札制度等検討委員会」を設置し、学識経験者等の知見を得ながら、継続的に入札・契約制度の改善に取り組んでいます。

（１）「公契約大綱」に基づく入札・契約制度の改善

検討委員会の提言を踏まえ、積極的に制度改正などを実施しています。

平成24年度には、公正な競争、地域経済への配慮、安心・安全の確保のバランスがとれた入札・契約制度を構築するため、公契約の基本理念や発注者として取り組む具体的内容などを示す「公契約大綱」が策定されたところであり、府内企業への発注の徹底、重層的な下請構造の改善、元請下請関係の適正化、低入札価格調査制度の検証・見直し、徹底的なコンプライアンス対策の取組のもと、予定価格の事後公表の試行等様々な改善を行いました。

平成25年度以降、社会保険未加入対策、公共工事設計労務単価等の改定、インフレスライドの適用、主任技術者等の要件緩和、フレックス工期の適用工事拡大、予定価格の事後公表の拡大、前払金の上限撤廃、測量等業務委託における最低制限価格制度の導入、暴力団排除の徹底、親子会社等の同一入札への参加制限等の改善を行いました。

（２）「公契約大綱」の見直し

令和6年6月に「第三次・担い手3法」が公布されたことを受け、3法に掲げられた「担い手確保」、「生産性向上」、「地域における対応力強化」等を目的とし、公契約における受発注者関係の更なる適正化等につなげるため、府として取組の拡充を行うものについて、大綱の見直しに向け検討していきます。

（３）電子入札や電子納品等公共事業IT化の取組

受発注者双方の業務改善につながるよう進めていくことを基本方針としており、受発注者で構成する「京都府公共事業IT化推進協議会」を平成16年9月に設立し、情報提供及び意見交換を行い、円滑なIT化を推進しています。

・電子入札

平成17年2月に運用を開始し、順次対象を拡大して、平成19年度からは全面実施しています。平成22年度からは京都府が開発した電子入札システムを府内市町村においても使用できるようにし、令和6年度末時点で、20市町村が府電子入札システムを利用しています。

・電子納品

平成17年度に試行を開始し、令和4年度土木工事からは全件での実施（実施できなければ不履行と判断）へと対象を拡大しています。なお、業務委託の成果品は平成18年度から全件を実施しています。

4 公共工事の品質確保に向けた取組

（1）京都府地域づくり優良工事施工者表彰制度

良質な社会資本整備を促進するとともに、建設企業の公共工事の品質確保に対する意欲を醸成することにより、「府民の生活の安心・安全」と「地域力向上」を図ることを目的として、平成21年度に「京都府地域づくり優良工事施工者表彰制度」を導入し、優良な工事を施工された企業を表彰しています。

《令和4年度表彰実績》	令和3年度完成工事	優秀賞：11者	奨励賞：38者
《令和5年度表彰実績》	令和4年度完成工事	優秀賞：14者	奨励賞：35者
《令和6年度表彰実績》	令和5年度完成工事	優秀賞：15者	奨励賞：34者

（2）工事の監督・検査

■ 工事の監督

土木工事共通仕様書（案）（令和6年4月改定）に基づき、施工プロセスチェックなどを行い、施工状況を確認・評価します。

■ 工事の検査

工事費が3,000万円以上の土木工事及び5,000万円以上の建築・設備工事（プラント設備工事を含む）の完成検査は本庁の検査員が、それ以外の工事は、本庁又は公所等の検査員が行います。

■ 低入札工事への対応

低入札価格調査を経て契約した工事については、工事の施工段階での段階確認の厳格な実施や複数検査員による随時検査、完成検査により、工事の品質を確保します。併せて、下請負人へのしわ寄せを防止するため下請契約の履行状況についても確認します。

（3）適正な施工体制の確保

公共工事の工事現場等における適正な施工体制を確保するため、「施工体制の把握のための要領（平成13年9月）」を策定し、日頃の監督業務に加え、工事現場における施工体制の一斉点検を定期的を実施します。

（4）元請・下請関係の適正化

京都府が発注する建設工事における元請・下請関係を適正化し、労働環境を確保するため、指針を制定し、下請・建設労働者からの相談窓口の開設や関係機関との連携強化、さらに重層的な下請構造の改善を進めます。

（5）技術力の向上

■ 技術管理基準等の公表

京都府のホームページに「建設交通部の技術管理関連情報」として、監督・検査及び設計・積算の諸規程や仕様書等を公表し、受注者が技術管理情報をいつでも入手できるようにしています。

■ 職員の技術力・コンプライアンススキルの維持・向上

技術職員の技術と知識の向上を目的として、工事報告会や実務担当者等の研修、更に幅広い知識や専門的な知識を習得するための国土交通大学校、全国建設研修センター等で開催される研修等を体系的に整理し、専門技術やコンプライアンス知識を取り入れた「実務研修プログラム(案)」により、職員の総合的な能力の維持・向上に取り組みます。

■ 市町村の支援

市町村における公共工事の品質確保を推進するため、京都府の積算システムを貸与するとともに、府が実施する検査への市町村職員の臨場や検査基準の統一等による発注者支援に取り組みます。また、市町村が行う総合評価方式の入札に当たり、地方自治法施行令で必要となる学識経験者として、該当土木事務所長等が審査を行っています。

5 建設業の健全な発展に向けた取組

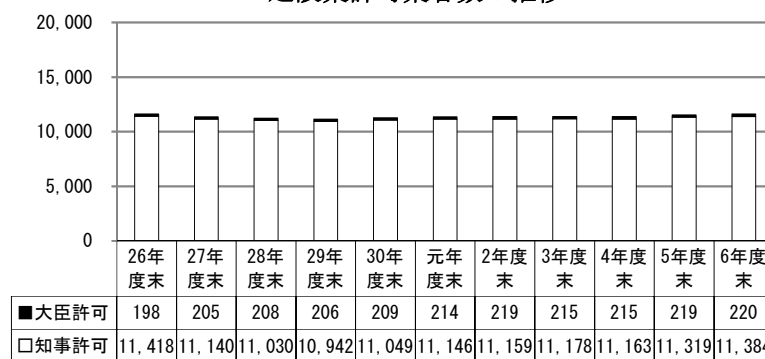
建設投資は、ピーク時の平成4年度以降、平成22年度まで減少傾向が続きましたが、近年は、経済対策等により、増加傾向にあります。

京都府内の建設企業数は、ほぼ横ばいで推移しており、令和6年度末における許可業者数は、12,000社程度となっています。企業規模としては、個人及び小資本の企業が大半を占めています。

建設業許可業者数の推移

(1) 建設業許可

建設業許可審査事務は、平成16年度から土木事務所に権限委任しています。また、不良・不適格業者の排除や保険未加入対策を推進するため、厳格な資格審査や営業所検査の実施等、建設業法の適正な運用を行います。



(2) 経営事項審査

経営事項審査等の受付においては、技術者重複チェックシステムの採用と厳正な書類確認により、不良・不適格業者を排除するための審査体制の充実を図ります。

(3) 建設業の確保・育成

■ 建設業構造改善推進事業

国土交通省が平成14年に策定した「建設業の再生に向けた基本方針」に則し、建設業者を対象に建設業の構造改善を推進する事業を実施しています。令和7年度は京都府内2箇所で開催し、建設企業の経営の安定・強化に向けた取組を進めます。

■ 建設産業の担い手の確保・育成

国家資格取得講習会等を開催し、建設業を担う人材の確保・育成を支援していくとともに、建設業団体、教育機関、行政で構成する「京都府建設業魅力向上プロジェクト推進プラットフォーム」において、建設業のイメージアップやICTの活用等による生産性向上の取組を進め、建設業の担い手の確保・育成を図ります。

■ 建設工事従事者の安全及び健康の確保

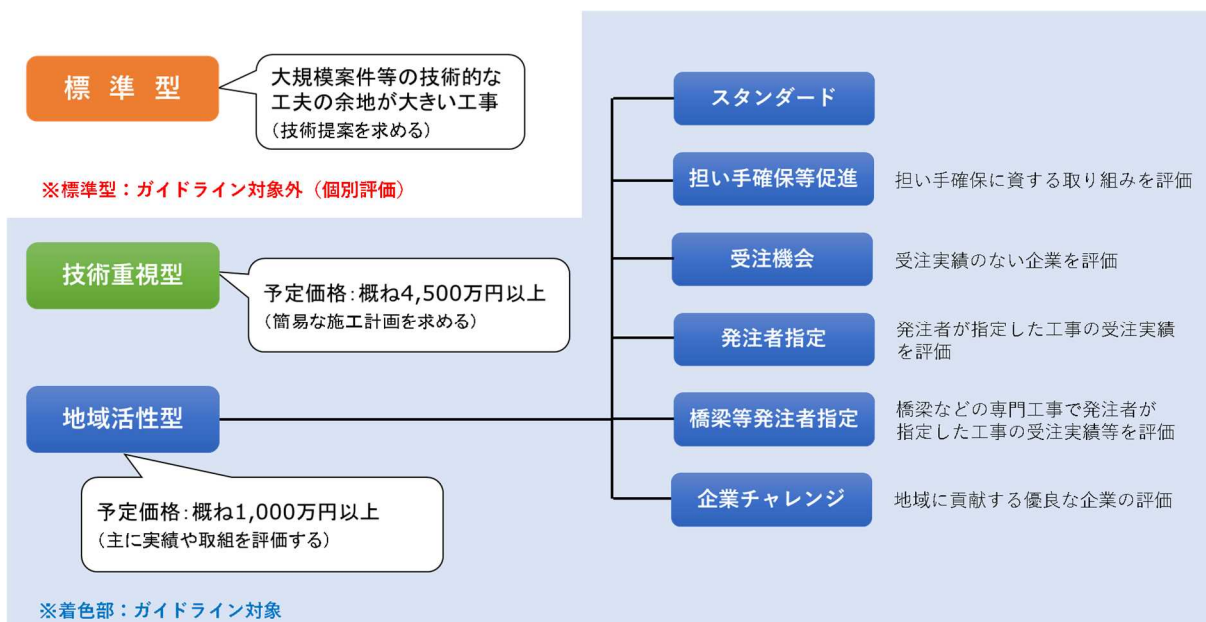
建設業の健全な発展に資するため、令和元年度に策定した「京都府建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画」に基づいた取組を進めます。

(4) 建設工事紛争審査会

建設工事の請負契約をめぐるトラブルを解決するための準司法機関であり、事件の内容に応じて「あっせん」、「調停」、「仲裁」のいずれかの手続きにより、弁護士・学識経験者などの専門家が委員となり、迅速な解決を図ります。

6 総合評価競争入札の試行

平成 17 年 4 月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、公共工事の品質は「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」とされたことから、平成 18 年度に価格と品質を総合的に評価して落札者を決定する「総合評価競争入札」の試行を開始し、「京都府建設工事総合評価競争入札委員会」において学識経験者等の知見を得ながら、PDCA サイクルにより継続的に制度の改善に取り組んでいます。



図：総合評価制度の概要

7 府民が親しみ、府民が参加する公共事業の創造に向けて

情報公開、情報提供を積極的に進め、府政への透明性を高めるとともに、府が実施する事業について、計画・実施・管理の各過程に府民が参加・協働する機会を設定し、府民参画による生活基盤整備等を推進しています。

（１）出前語らい・出前講座

京都府の計画や取組など、府民から要請のあったテーマについて、府職員が説明に伺います。

- ・京都府の公共事業の現状と展望について
- ・わたしたちの鴨川
- ・交通環境学習
- ・やってみよう！耐震診断
- ・家庭で地域で取り組める雨水対策 など



出前講座「わたしたちの鴨川」

（２）学習会・現場見学会

「京都の顔」として多くの人々に親しまれている鴨川の観察会や、工事見学などを通じ、土木への関心を深めていただくための取組を実施しています。

- ・鴨川探検！再発見！
- ・木津川運動公園親子自然観察・体験教室
- ・砂防工事見学会 など



鴨川探検！再発見！



木津川運動公園
親子自然観察・体験

V 事業の概要－4 事業推進のための取組

(3) 計画策定・公共施設の維持管理

地域の方々とともに構想・計画を策定し、さらに、維持管理も行っています。

- ・上林川河川公園計画ワークショップ
- ・公誠地域資源活用プロジェクト
- ・地域公共交通活性化協議会
- ・駅再生プロジェクト
- ・保津川かわまちづくり推進協議会
- ・さわやかボランティア・ロード
- ・木津川運動公園再生の森づくり
- ・山城うるおい水辺パートナーシップ事業
- ・天橋立公園内清掃活動 など



天橋立公園内清掃活動

(4) 府民協働型の公共事業

- ・府民協働型インフラ保全事業〔平成30年度～〕

新たな府民公募型の公共事業として、従来の「安心・安全の確保」に「インフラ長寿命化」につながる提案を加えた、「府民協働型インフラ保全事業」を平成30年度に創設しました。

年1回の募集を2回へ拡充し、ホームページで進ちょく状況を公表するなど、府民目線による改善もあわせて実施し、府民の皆さんの身近な「気づき」を、地域の安心・安全の確保やインフラの長寿命化に活かします。

	平成 29年度 以前※	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	合 計
提案数	11,068	1,253	1,342	1,366	1,361	1,495	1,559	1,548	20,992
採択数	7,922	750	959	939	912	954	1,066	1,079	14,581

※平成29年度以前は、府民公募型整備事業



着手前



完成（側溝蓋の設置）

2 用地取得・土地対策

基本方針

「人・物・情報・日々の生活の基盤づくり」や、災害に強い京都を目指す防災・減災対策を進めるため、公共用地の円滑な取得、地籍調査の推進に努めています。併せて、地価の安定や適正で合理的な土地利用を目指した土地対策も進めています。

1 公共用地の取得

公共事業を適正かつ円滑に施行するための用地サイクル（調査・測量、取得等）を確立し、計画的な用地取得を進めます。また、各土木事務所等による用地取得のほか、府事業及び国等の行う大規模事業等を推進するため、京都府土地開発公社を積極的に活用し、用地の先行取得を行っています。

なお、土地収用法に基づき市町村等から申請のあった事業の認定については、法令に従い、迅速・適正な審査を行います。

2 土地対策事務

総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とした国土利用計画法に基づき、地価の安定や適正で合理的な土地利用の確保等の土地対策を推進するため、「京都府国土利用計画・土地利用基本計画」に基づき調整、土地取引届出制度を活用した適正な土地利用の確保、一般の土地取引価格の指標となる地価調査（毎年1回）等を行います。

また、所有者不明土地については、市町村への制度周知等、問題解決に向けた取組を進めます。

3 地籍調査

災害からの早期復旧や公共事業の円滑化に資する箇所の地籍調査を優先的に実施することにより、激甚化・頻発化する自然災害への対応力を高め、災害に強い京都を目指します。

現状と課題

1 用地取得

京都府内における大型プロジェクト事業や、道路・河川等の公共事業の計画的な推進のためには、用地の円滑な取得とストックの確保が重要になりますが、近年、公共事業に対する住民意識の変化や生活環境重視の傾向等により、年々その困難性が増してきています。

また、一部の用地取得が長期にわたり難航し、道路の供用開始等の支障となっており、早期解決が求められています。

2 土地対策

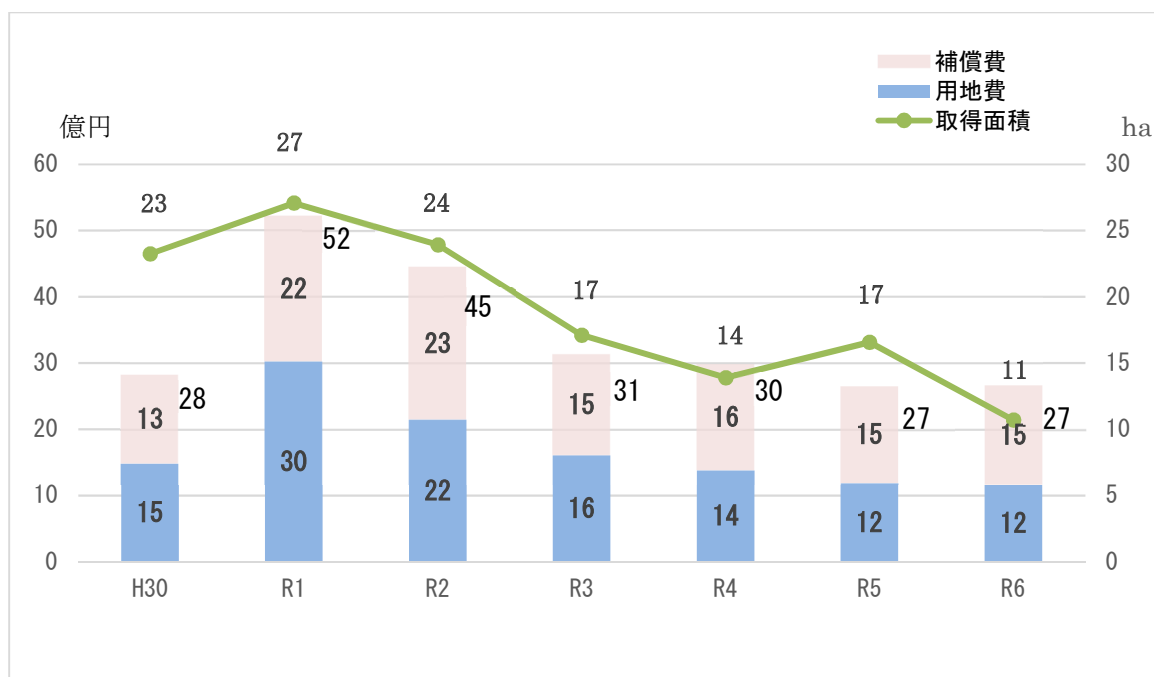
京都府の地価について、令和6年地価調査では、住宅地の対前年平均変動率は1.1%で2年連続、商業地については5.7%で3年連続、工業地については7.6%で10年連続の上昇となりました。

地価の変動は、地域経済や土地利用に与える影響が大きいため、引き続き、地価動向の把握が必要です。

3 地籍調査

地籍調査は、災害からの早期復旧や公共事業の円滑化、森林管理の適正化等のために不可欠ですが、必要性について十分な理解が進んでおりません。また、都市部においては土地の権利関係が複雑化し、調査完了までに長い期間と費用がかかり、山村部においては土地所有者の高齢化等の進行に加え、事業主体である市町村の予算や職員の確保が困難なため、地籍調査が進んでいない状況です。

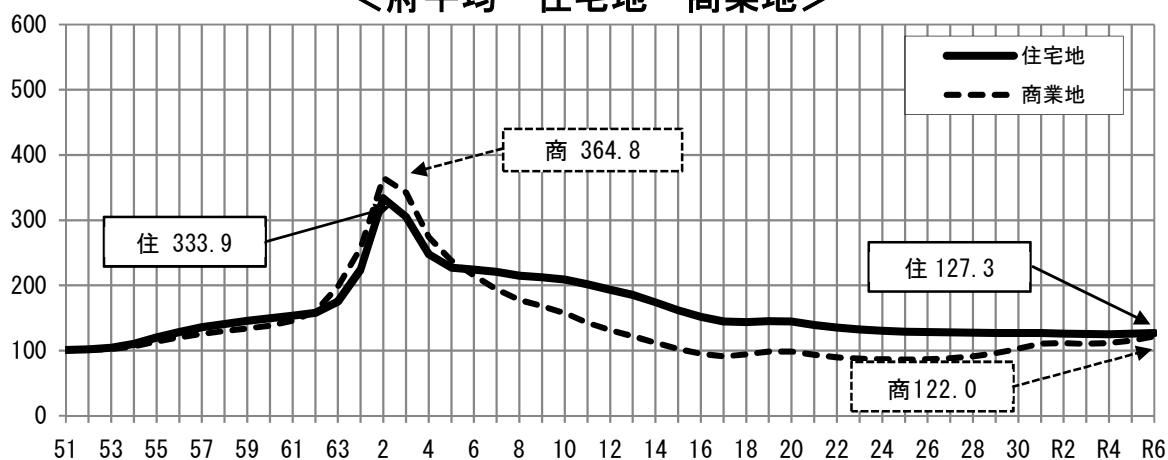
用地・補償費の推移



地価の推移

昭和50年の地価を100とした指数による推移状況

<府平均 住宅地・商業地>



令和7年度主要事業の概要

1 公共事業用地の円滑な取得

- 公共事業を円滑に進めるため、用地交渉が難航する困難案件に対しては、内容に応じた的確な対応を行います。また、各土木事務所による用地取得のほか、京都府土地開発公社を積極的に活用し、用地ストックの確保を推進します。

2 地価調査事業の実施

- 地価の動向の適切な把握や、一般の土地取引の指標となる公的土地評価の一環として、7月1日現在の京都府の地価（400地点）について調査を実施し、公表します。

3 地籍調査

- 地籍調査の重要性を踏まえ、防災対策や社会資本整備実施箇所等における調査を重点化し、リモートセンシング技術も活用しながら推進を図ります。

3 営繕

基本方針

公共建築物が、豊かで安心できる暮らしを支える府民共有の資産となるよう、長期的な視点に立ち、安全で使いやすく、時代や利用者のニーズを捉えた、良質な施設づくりを進めています。また、近年、公共建築物のストックが増加し、老朽化も進行していることから、効率的な維持管理のできる改修計画や、世界的な課題である地球環境保全のため、環境負荷の低減対策も推進しています。

① 安心・安全な施設づくり

安心して公共建築物が利用できるよう耐震改修工事等を推進します。

② 環境に配慮した施設づくり

京都議定書発足の地として、地球環境保全に公共建築物の分野から貢献します。

③ すべての人が使いやすい施設づくり

全ての人が円滑で快適に利用できる施設づくりを推進します。

④ 地域社会に寄与する施設づくり

地域の特色や創意工夫を生かした整備を行います。

⑤ 良質な建築物づくりと生産性の向上

公共建築物の品質確保を図るとともに、ICT技術の活用等を推進します。

⑥ 計画的・効率的な維持保全

安心安全、環境負荷低減の観点からも公共建築物の適切な維持保全を進めます。

令和7年度主要事業の概要

1 重点支援事業

(1) 洛南病院建替工事

- 施設の老朽化や精神科ニーズの多様化を踏まえ、現地建替えの手法により、児童思春期、薬物依存症、重症うつ病、医療観察法等に対応できる新たな機能を備えた施設整備を行います。

(2) 宇治警察署建替工事

- 老朽化や狭隘が著しい庁舎を、地域の安全・安心の中核拠点に相応しく、機能を充実させたものにするため、現地建替えによる施設整備を行います。



洛南病院建替工事 完成予想図



宇治警察署建替工事 完成予想図

V 事業の概要－4 事業推進のための取組

2 営繕事業の取組

(1) 安心・安全な施設づくり

- 災害時に防災拠点となる施設等について、優先的に耐震改修を推進し、防災機能を確保します。
 - ・耐震対策の推進

(2) 環境に配慮した施設づくり

- エネルギー・省資源、温室効果ガスの排出量削減、脱炭素化、長寿命化、エコマテリアルの使用等、地球環境に優しい施設づくりを推進します。
 - ・省エネルギー機器使用の推進

(3) すべての人が使いやすい施設づくり

- ユニバーサルデザインを指向した施設整備を推進します。
 - ・誰もが利用しやすいトイレの設置
府民が利用する施設には、車椅子の方や子どもたちも利用しやすいトイレを設置しています。

○ 伏見港公園公共都市公園施設整備工事 他

※施設の用途等に合わせて、乳児用いす、おむつ換え台、車いす使用者用便器（大人用、小児用）、小児用小便器、オストメイト対応トイレ設備など



(1) 京都テルサ(特定天井改修)



(3) 伏見港公園体育館トイレ

(4) 地域社会に寄与する施設づくり

- 地域の特徴を生かした施設づくりを推進します。
 - ・地域の特徴や景観に配慮した設計及び地域産木材の積極的活用



(4) 山城総合運動公園トイレ

(5) 良質な建築物づくりと生産性の向上

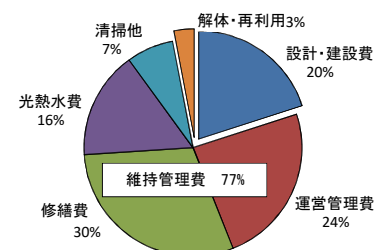
- 適正な設計、工事監理、検査を行い、公共建築物の品質確保を図るとともに ICT 技術の活用等により生産性を向上させます。
 - ・ASP（工事情報共有システム）の活用を推進
 - ・工事現場における電子小黑板、WEB 会議、及び遠隔臨場の活用
 - ・原則、新築 3,000 m²以上の案件を対象とし、BIM 施行要領を策定



(5) 工事監理(外壁補修検査)

(6) 計画的・効率的な維持保全

- ストックの長期耐用性を確保するため、維持保全のマネジメントサイクルを考慮した設計を行うとともに、将来を見据えた改修を進めます。
 - ・LCC（建築物の生涯コスト）を考慮した設計、維持保全



(6) LCC 内訳

令和 7 年版

京都府警察の事務概要

京都府警察本部

京都府警察スローガン

千年を守る 未来を創る

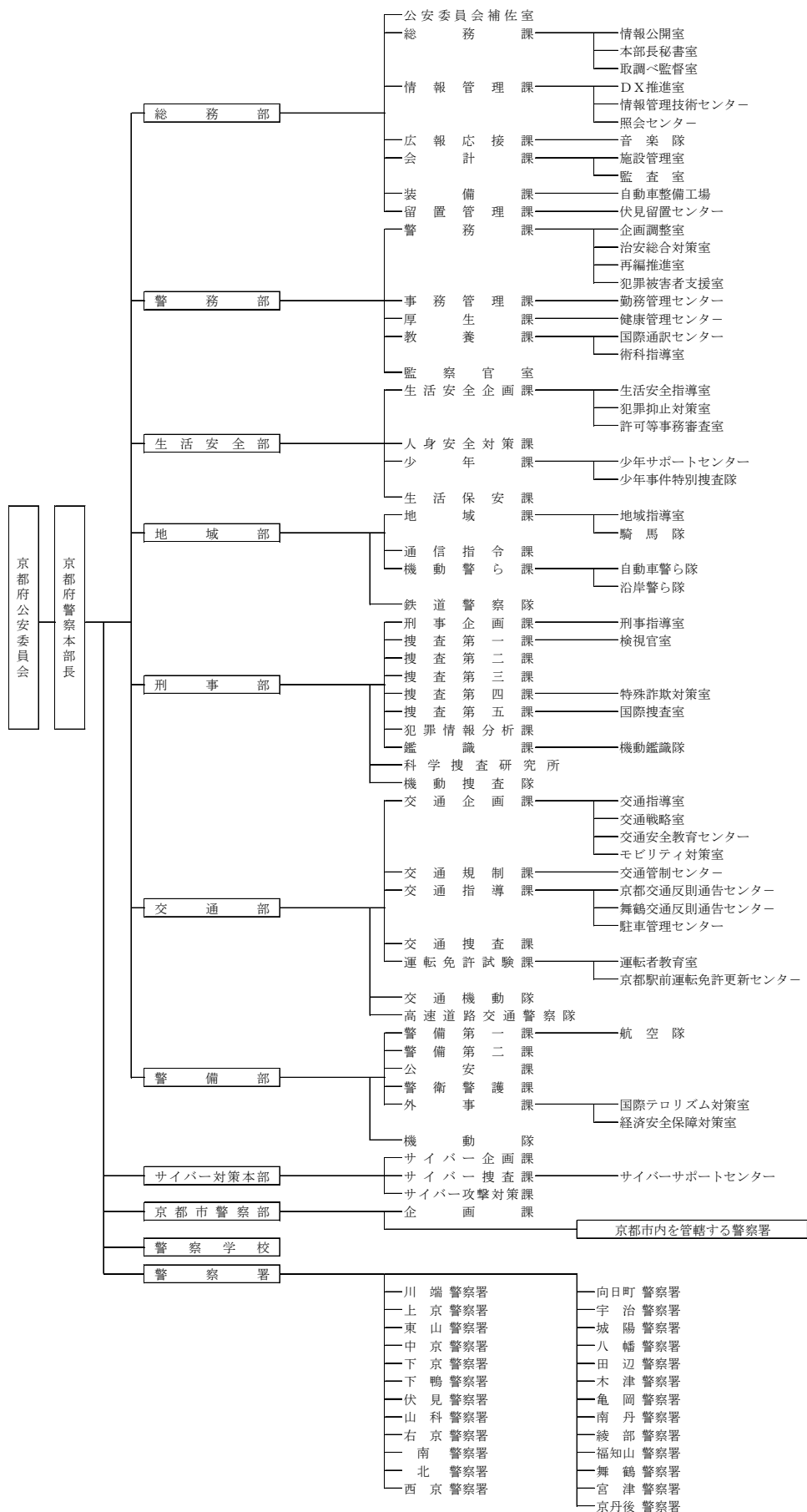
目次

1	組織	1
2	定員	2
3	所掌事務	2～3
4	令和7年度警察費予算一覧表	4
5	刑法犯の認知・検挙状況	
	(1) 全刑法犯	4
	(2) 重要犯罪	5
	(3) 重要窃盗犯	5
	(4) 街頭犯罪	6
6	組織犯罪の検挙状況等	
	(1) 暴力団犯罪	6
	(2) 特殊詐欺	7
	(3) 来日外国人による犯罪	7
	(4) 拳銃等の押収状況	8
	(5) 薬物事犯の検挙状況	8
7	風俗事犯等の検挙状況	
	(1) 風俗事犯等	9
	(2) 生活経済事犯・環境事犯	10
8	少年非行の概況	11
9	サイバー犯罪の検挙状況等	
	(1) サイバー犯罪の検挙状況	12
	(2) サイバー犯罪等に関する相談の受理件数	12
10	交番、警ら用無線自動車、航空機等の現況	
	(1) 交番・駐在所等	13
	(2) 交番相談員	13
	(3) 警ら用無線自動車	13
	(4) 航空機及び船舶	13
11	110番受理状況	13
12	雑踏警備実施状況	13
13	交通事故の概要	
	(1) 交通事故の発生状況	14
	(2) 交通死亡事故の特徴	14
	(3) 高齢者の交通死亡事故の主な特徴	14
14	交通安全施設の設置状況	15
15	災害被害発生状況	15

1 組織

京都府警察は、次の組織図のとおり警察本部（7部）、サイバー対策本部、京都市警察部、警察学校及び警察署25署から成っている。

京都府警察組織図



2 定員

府条例で定められている定員は、次のとおりである。

警 察 官	警 視	179
	警 部	398
	警 部 補	1,930
	巡査部長	1,996
	巡 査	2,057
	計	6,560
警察官以外の職員		657
合 計		7,217

3 所掌事務

(1) 警察本部

ア 総務部

- 公安委員会の庶務に関すること。
- 機密に関すること。
- 公印の管守に関すること。
- 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 事務能率の増進に関すること。
- 警察統計（犯罪統計を除く。）に関すること。
- 広報に関すること。
- 情報の公開に関すること。
- 個人情報の保護に関すること。
- 予算、決算及び会計に関すること。
- 財産及び物品の管理及び処分に関すること。
- 会計の監査に関すること。
- 警察装備に関すること。
- 留置施設に関すること。
- 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。
- 前記に掲げるもののほか、他の部又は機関の所掌に属しない事務に関すること。

イ 警務部

- 人事、定員及び給与に関すること。
- 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。
- 犯罪被害者等給付金に関すること。
- オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関すること。
- 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。
- 福利厚生に関すること。
- 警察教養に関すること。
- 監察に関すること。

ウ 生活安全部

- 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関すること。
- 犯罪の予防に関すること。
- 少年非行の防止に関すること。
- 保安警察に関すること。

エ 地域部

- 地域警察に関すること。
- 前記に掲げるもののほか、警らに関すること。

オ 刑事部

- 刑事警察に関すること。
- 国際捜査共助に関すること。
- 犯罪鑑識に関すること。
- 犯罪統計に関すること。
- 暴力団対策に関すること。
- 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。
- 組織犯罪の取締りに関すること（他部の所掌に属するものを除く。）。
- 犯罪による収益の移転防止に関すること。

カ 交通部

- 交通警察に関すること。

キ 警備部

- 警備警察に関すること。
- 警備実施に関すること。
- 機動隊に関すること。
- 災害警備に関すること。
- 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。
- 警衛に関すること。
- 警護に関すること。

(2) サイバー対策本部

- サイバー対策に関すること。
- 犯罪の取締りのための情報技術に係る解析の支援に関すること。

(3) 京都市警察部

- 京都市及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 京都市の区域内に係る事務につき、警察本部長が別に定めるもの。

(4) 警察学校

- 基本課程の教養に関すること。
- 専門課程の教養に関すること。
- 一般職員課程の教養に関すること。
- 学校施設の維持管理に関すること。

4 令和7年度警察費予算一覧表

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明
第9款 警察費	84,102,722	
第1項 警察管理費	81,596,171	
第1目 公安委員会費	17,641	公安委員会の運営に要する経費
第2目 警察本部費	75,569,134	警察官及び職員の給与並びに警察の一般運営に要する経費
第3目 装 備 費	758,833	警察車両、ヘリコプター等の維持管理に要する経費
第4目 警察施設費	5,212,391	交通安全施設の整備並びに警察施設の建替及び維持管理に要する経費
第5目 恩給及び退職年金費	38,172	元警察職員の恩給及び扶助料に要する経費
第2項 警察活動費	2,506,551	
第1目 警察活動費	2,506,551	警察活動に要する経費

5 刑法犯の認知・検挙状況

(1) 全刑法犯

区 分	令 和 5 年		令 和 6 年		増 減	
	認知件数	検挙件数	認知件数	検挙件数	認知件数	検挙件数
凶悪犯	102	91	133	118	31	27
粗暴犯	978	845	926	809	-52	-36
窃盗犯	8,296	3,294	8,267	3,316	-29	22
知能犯	582	344	719	404	137	60
風俗犯	244	207	439	394	195	187
その他	1,683	779	1,575	773	-108	-6
合 計	11,885	5,560	12,059	5,814	174	254

(2) 重要犯罪

区 分	令 和 5 年		令 和 6 年		増 減	
	認知件数	検挙件数	認知件数	検挙件数	認知件数	検挙件数
殺 人	10	14	9	7	-1	-7
強 盗	20	19	21	21	1	2
放 火	22	17	17	16	-5	-1
不同意性交等	50	41	86	74	36	33
不同意わいせつ	110	96	132	112	22	16
略取・誘拐	6	7	8	7	2	±0
合 計	218	194	273	237	55	43

(3) 重要窃盗犯

区 分	令 和 5 年		令 和 6 年		増 減	
	認知件数	検挙件数	認知件数	検挙件数	認知件数	検挙件数
侵 入 盗	394	335	384	306	-10	-29
住宅対象	217	199	148	105	-69	-94
そ の 他	177	136	236	201	59	65
自 動 車 盗	51	47	50	15	-1	-32
ひったくり	17	19	10	12	-7	-7
す り	22	14	16	17	-6	3
合 計	484	415	460	350	-24	-65

(注) 侵入盗の「住宅対象」とは、空き巣、忍込み、居空きをいう。

(4) 街頭犯罪

区 分	令 和 5 年		令 和 6 年		増 減	
	認知件数	検挙件数	認知件数	検挙件数	認知件数	検挙件数
強 盗	12	11	10	11	-2	±0
恐 喝	9	10	13	10	4	±0
不同意わいせつ	41	40	32	30	-9	-10
ひったくり	17	19	10	12	-7	-7
車上ねらい	495	175	420	218	-75	43
自販機ねらい	26	2	40	33	14	31
自動車盗	51	47	50	15	-1	-32
オートバイ盗	268	35	330	102	62	67
自転車盗	3,109	225	2,997	276	-112	51
部品ねらい	191	172	187	14	-4	-158
器物損壊等	343	87	272	84	-71	-3
合 計	4,562	823	4,361	805	-201	-18

(注)「強盗」「恐喝」「不同意わいせつ」「器物損壊等」については、屋外で発生したものを計上している。

6 組織犯罪の検挙状況等

(1) 暴力団犯罪

区 分		令 和 5 年		令 和 6 年		増 減	
		検挙件数	検挙人員	検挙件数	検挙人員	検挙件数	検挙人員
刑 法 犯	殺 人	0	0	0	0	0	±0
	強 盗	3	8	2	10	-1	2
	不同意性交等	0	0	0	0	0	±0
	傷 害	21	25	21	27	0	2
	恐 喝	8	13	7	11	-1	-2
	窃 盗	85	33	58	20	-27	-13
	詐 欺	50	59	40	29	-10	-30
	その他	76	72	64	43	-12	-29
	小 計	243	210	192	140	-51	-70
特 別 法 犯	銃刀法	3	2	1	0	-2	-2
	覚醒剤取締法	126	73	89	54	-37	-19
	その他	91	57	83	49	-8	-8
	小 計	220	132	173	103	-47	-29
合 計		463	342	365	243	-98	-99

(2) 特殊詐欺

手口別	令和5年		令和6年		増減	
	認知件数	検挙人員	認知件数	検挙人員	認知件数	検挙人員
オレオレ詐欺	22	17	62	10	+40	-7
預貯金詐欺	37	15	18	2	-19	-13
架空料金請求詐欺	34	5	26	4	-8	-1
還付金詐欺	28	0	14	2	-14	+2
キャッシュカード 詐欺盗	59	18	75	15	+16	-3
その他	9	2	6	1	-3	-1
合計	189	57	201	34	+12	-23

(注)その他は、融資保証金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺を含む。

(3) 来日外国人による犯罪

区分		令和5年		令和6年		増減	
		検挙件数	検挙人員	検挙件数	検挙人員	検挙件数	検挙人員
刑法犯	凶悪犯	4	4	3	7	-1	+3
	粗暴犯	16	15	13	13	-3	-2
	窃盗犯	88	31	124	50	+36	+19
	知能犯	8	9	4	5	-4	-4
	風俗犯	3	5	4	4	+1	-1
	その他	7	7	30	29	+23	+22
	小計	126	71	178	108	+52	+37
特別 法 犯	入管法	23	21	32	19	+9	-2
	覚醒剤取締法	0	0	0	0	0	±0
	その他	26	26	33	37	+7	+11
	小計	49	47	65	56	+16	+9
合計		175	118	243	164	+68	+46

(4) 拳銃等の押収状況

区 分	押収丁数		増 減	
		暴力団以外		暴力団以外
令和 5 年	3	2	前年対比 + 5	
令和 6 年	8	8		+ 6

(5) 薬物事犯の検挙状況

区 分	令 和 5 年		令 和 6 年		増 減	
	検挙件数	検挙人員	検挙件数	検挙人員	検挙件数	検挙人員
覚醒剤	214	135	215	136	+1	+1
譲渡受	18	10	7	4	-11	-6
所 持	90	54	75	42	-15	-12
使 用	105	70	132	89	+27	+19
密輸入	1	1	0	0	-1	-1
その他	0	0	1	1	+1	+1
麻薬・あへん	13	9	46	20	+33	+11
大 麻	252	206	279	221	+27	+15
合 計	479	350	540	377	+61	+27

(注)その他は、麻薬特例法違反での検挙で覚醒剤事犯に関するものを含む。

7 風俗事犯等の検挙状況

(1) 風俗事犯等

区 分		令和5年		令和6年		増 減	
		件 数	人 員	件 数	人 員	件 数	人 員
風 俗 事 犯	風 営 適 正 化 法 事 犯	10	17	14	17	4	0
	売 春 防 止 法 事 犯	6	5	8	9	2	4
	わ い せ つ 事 犯	4	1	4	3	0	2
	そ の 他	17	27	13	16	-4	-11
	小 計	37	50	39	45	2	-5
雇 用 事 犯	出入国・難民認定法事犯	3	2	6	2	3	0
	労基法・職安法事犯	3	7	0	0	-3	-7
	小 計	6	9	6	2	0	-7
合 計		43	59	45	47	2	-12

(2) 生活経済事犯・環境事犯

区 分		令 和 5 年		令 和 6 年		増 減	
		件 数	人 員	件 数	人 員	件 数	人 員
生活 経済 事 犯	悪 質 商 法 事 犯	15	14	11	12	-4	-2
	保 健 衛 生 事 犯	10	7	14	15	4	8
	金 融 事 犯	5	1	9	7	4	6
	知的財産権侵害事犯	31	17	12	18	-19	1
	そ の 他 経 済 事 犯	11	17	8	9	-3	-8
	小 計	72	56	54	61	-18	5
環 境 事 犯	環 境 事 犯	216	254	193	212	-23	-42
	そ の 他 主 管 法 令	6	5	7	8	1	3
	小 計	222	259	200	220	-22	-39
合 計		294	315	254	281	-40	-34

8 少年非行の概況

区 分			令和 5 年(人)	令和 6 年(人)	増 減
非 行 少 年	刑 法 犯	犯 罪 少 年	403	450	47
		触 法 少 年	232	196	-36
		小 計	635	646	11
	特別法犯	犯 罪 少 年	144	129	-15
		触 法 少 年	33	20	-13
		小 計	177	149	-28
	ぐ 犯 少 年		4	3	-1
	合 計		816	798	-18

区 分		令和 5 年(人)	令和 6 年(人)	増 減
刑法犯総検挙人員(成人を含む。)		3,857	4,022	165
	うち犯罪少年の検挙人員 (割合)	403 (10.4%)	450 (11.2%)	47 (0.8P)
窃盗犯総検挙人員(成人を含む。)		1,869	1957	88
	うち犯罪少年の検挙人員 (割合)	217 (11.6%)	237 (12.1%)	20 (0.5P)
街頭犯罪総検挙人員(成人を含む。)		530	552	22
	うち犯罪少年の検挙人員 (割合)	118 (22.3%)	125 (22.6%)	7 (0.3P)

区 分		令和 5 年(人)	令和 6 年(人)	増 減
不 良 行 為 少 年		27,727	33,528	5,801
薬 物 乱 用 少 年		41	56	15

9 サイバー犯罪の検挙状況等

(1) サイバー犯罪の検挙状況

区 分	令 和 5 年		令 和 6 年		増 減	
	件 数	人 員	件 数	人 員	件 数	人 員
不正アクセス禁止法	17	5	8	2	-9	-3
不正指令電磁的記録に関する罪	6	4	0	0	-6	-4
電 磁 的 記 録 対 象 犯 罪	13	4	23	6	10	2
ネットワーク利用犯罪	215	132	170	113	-45	-19
合 計	251	145	201	121	-50	-24

(2) サイバー犯罪等に関する相談の受理件数

区 分	令和5年	令和6年	増 減
詐欺・悪質商法等による被害に関するもの	2,882	3,347	465
名誉毀損・誹謗中傷、脅迫による被害に関するもの	228	540	312
不正アクセスによる被害	498	769	271
不正プログラムによる被害に関するもの	63	26	-37
個人情報情報の窃取等	731	1,239	508
不審メール等による被害に関するもの	58	421	363
違法情報・有害情報の通報等	394	142	-252
その他（サイバー関係）	679	484	-195
合 計	5,533	6,968	1,435

10 交番、警ら用無線自動車、航空機等の現況（令和7年4月末現在）

(1) 交番・駐在所等

交 番 等	交 番	駐 在 所	警備派出所	合 計
箇 所	193	98	5	296

(2) 交番相談員

配 置 先 等	配置警察署	配置交番	交番相談員数
配 置 数	25	158	158

(3) 警ら用無線自動車

配 置 先	機 動 警 ら 課	各 警 察 署	合 計
台 数	22	78	100

(4) 航空機及び船舶

種 別	ヘ リ コ プ タ ー	船 舶		
配 備 先	警 備 第 一 課	舞 鶴 署	宮 津 署	計
機（隻）数	2	1	1	2

11 110番受理状況

区 分	令和5年		令和6年		増 減	
	件 数	1 日平均	件 数	1 日平均	件 数	1 日平均
総 受 理 件 数	286,692	785	279,427	763	-7,265	-22
有効受理件数	216,866	594	227,512	622	10,646	28

12 雑踏警備実施状況（令和6年中）

種 別	祭 礼 等	公 営 競 技	合 計
人 出 数	5,971,105	2,463,855	8,434,960
従事警察官数	12,207	1,298	13,505

（注） 数値は延べ概数である。

13 交通事故の概要

(1) 交通事故の発生状況

区 分		令和 5 年	令和 6 年	増 減	
				増減数	率 (%)
発生 (件)		4,067	3,745	－322	－7.9
死者 (人)		59	52	－7	－11.9
負 傷 者	重傷者 (人)	819	806	－13	－1.6
	軽傷者 (人)	3,849	3,427	－422	－11.0
	計	4,668	4,233	－435	－9.3

(2) 交通死亡事故の特徴

区 分		令和 5 年		令和 6 年		増 減	
			構成比 (%)		構成比 (%)	増減数	率 (%)
年齢別 (人)	子供 (15歳以下)	2	3.4	0		－2	－100.0
	若年者 (16～24歳)	6	10.2	5	9.6	－1	－16.7
	高齢者 (65歳以上)	35	59.3	29	55.8	－6	－17.1
状態別 (人)	歩 行 中	15	25.4	20	38.5	5	33.3
	自動車乗車中	22	37.3	11	21.2	－11	－50.0
	二輪車乗車中	10	16.9	15	28.8	5	50.0
	原付車乗車中	5	8.5	3	5.8	－2	－40.0
	自転車乗車中	7	11.9	3	5.8	－4	－57.1
地域別 (人)	京 都 市 域	27	45.8	21	40.4	－6	－22.2
	京 都 市 域 外	32	54.2	31	59.6	－1	－3.1
時間別 (人)	昼 間	33	55.9	27	51.9	－6	－18.2
	夜 間	26	44.1	25	48.1	－1	－3.8
路線別 (人)	高 速 道 路 等	2	3.4	3	5.8	1	50.0
	国 道	12	20.3	16	30.8	4	33.3
	府道・市町村道等	45	76.3	33	63.5	－12	－26.7

(3) 高齢者の交通死亡事故の主な特徴 (令和 6 年12月末)

区 分	件数・死者数	内 訳		
高 齢 運 転 者 が 第 1 当 事 者 となる事故 (件)	15 (前年比－4)	年 齢 層 別	65～74歳	9 (60.0%)
			75歳以上	6 (40.0%)
歩 行 中 (人)	15 (前年比＋5)	昼 夜 別	昼 間	5 (33.3%)
			夜 間	10 (66.7%)
		自 宅 と の 距 離	1 km以内	12 (80.0%)
			1 k m 超	3 (20.0%)

14 交通安全施設の設置状況（令和7年3月末現在）

区 分				備 考
交通 管 制 機 器	電光式交通情報板	基	42	
	小型文字情報板	基	113	
	光ビーコン	基	1,219	
	交通監視用テレビ	台	97	
信 号 機	定周期式	基	2,473	※ 全信号機 3,360 基中 集中・系統式 1,950 基 ※ 視覚障害者用付加装置 574 基 ※ 歩車分離式信号（一部歩車 分離を含む） 122 基
	感応式	基	272	
	押ボタン式	基	563	
	特殊（列車感知・タブレット）	基	21	
	一灯点滅式	基	31	
道 路 標 識 ・ 標 示	可変式	面	328	※ 自発光式標識 493 枚 ※ 実線標示 1,233.0 Km （うち高輝度標示） 309.3 Km ※ 図示標示 93,602 個
	固定式	枚	4,159	
	路側式	枚	175,527	
	横断歩道	本	19,543	
	自転車横断帯	本	2,647	

15 災害被害発生状況（令和6年中）

区 分		台風	大雨	強風	高潮	地震	津波	雪害	合 計
人 的 被 害	死 者	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	0	0	0	0	0	0	3	3
建 物 被 害	棟	0	1	0	0	0	0	0	1

（注）件数については、京都府集計（令和7年4月末現在の暫定値）による。